

名古屋港管理組合公報

令和7年4月1日
(火曜日)
第125号

目次

- 名古屋港管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例 1
- 名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 1
- 旅費条例 2
- 組織体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例 6
- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 7
- 規 則**
- 名古屋港管理組合事務部局組織規則 8
- 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則 13
- 名古屋港管理組合永年勤続職員表彰規則の一部を改正する規則 13
- 名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則 13
- 組織体制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則 14
- 告 示**
- 令和5年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領 20
- 令和5年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領 21
- 令和7年度名古屋港管理組合予算の要領 22
- 令和6年度名古屋港管理組合補正予算の要領 30
- 港湾施設の新規供用開始 32
- 令和6年名古屋港管理組合告示第41号の一部改正 33
- 平成16年名古屋港管理組合告示第31号の一部改正 34
- 港湾施設の変更 34
- 港湾施設の廃止 35
- 訓 令**
- 課の組織の分掌事務規程 36
- 事務所規程 42
- 事務所の組織の分掌事務規程 43
- 組織体制の見直しに伴う関係訓令の整備に関する規程 44

条 例

名古屋港管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。
令和七年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第二号

名古屋港管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例
名古屋港管理組合議会委員会条例（昭和三十二年名古屋港管理組合条例第一号）の一部を次のように改正する。
第二条の表中「企画調整室」を「政策企画部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和七年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第三号

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。
第四十条第二項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

旅費条例を公布する。
令和七年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第四号

旅費条例

旅費条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第六号）の全部を改正する。

（目的）

- 第一条** この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する職員が公務のため旅行する場合に支給する旅費の金額及びその支給方法を定めることを目的とする。
- 2 本組合が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の法令（条例を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

- 第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 特別職員 副管理者の職にある者（愛知県又は名古屋市の特別職の職にある者を除く。）をいう。
- 二 職務の級 給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）別表第一行政職給料表の職務の級及び同表の適用を受けない職員については管理者が定めるこれに相当する職務の級をいう。
- 三 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- 四 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- 五 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者（任命権者又はその委任を受けて第四条第一項の旅行命令等を発する権限を有する者をいう。以下同じ。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。
- 六 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- 七 帰任 職員が退職し、又は死亡した場合において、当該職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- 八 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- 九 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- 十 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。）その他の管理者が定める者（以下「旅行者等」という。）であつて、本組合と旅行役務提供契約（旅行者等が本組合に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、本組合が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

- 第三条** 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。
- 2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
- 一 職員が出張若しくは赴任のための旅行中又は赴任後の在勤地において退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
- 二 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- 三 職員が赴任後の在勤地において死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から三月以内に当該在勤地を出発して帰任（赴任前の在勤地に旅行する場合に限る。）をしたとき 当該遺族
- 四 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第十七条第一項第二号イ、ロ又は二に規定する場合における外国旅行中に死亡したとき 当該職員
- 3 職員が前項第一号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号若しくは第二十九条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 職員又は職員以外の者が、本組合の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第一項、第二項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令に特別の定めがある場合その他本組合の経費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第一項、第二項及び前二項の規定により旅費の支給を受けられる者が、次条第三項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他管理者が定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で管理者が定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けられる者が、旅行中天災その他管理者が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けたことができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で管理者が定める金額を旅費として支給するこ

とができる。

- 8 第一項、第二項及び第四項から第六項までに規定する場合において、本組合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。

- 一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令
 - 二 前条第四項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に管理者が定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第六条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条から第十九条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費の種目)

第七条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第八条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他管理者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
 - 二 急行料金
 - 三 寝台料金
 - 四 座席指定料金
 - 五 特別車両料金（特別職員その他の職員のうち管理者が定めるもの（以下「特別職員等」という。）に限る。）
 - 六 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（特別職員等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により職務の級が六級以下の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第九条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他管理者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
 - 二 寝台料金
 - 三 座席指定料金
 - 四 特別船室料金（特別職員等に限る。）
 - 五 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（特別職員等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動する

ときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により職務の級が六級以下の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第十条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他管理者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
 - 二 座席指定料金
 - 三 前二号に掲げる費用に付随する費用
 - 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。
 - 一 内国旅行の場合であつて、特別職員が移動するとき 最上級の運賃の額
 - 二 外国旅行の場合であつて、特別職員が移動するとき 最上級の運賃の額
 - 三 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により職務の級が九級の職員が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
 - 四 外国旅行の場合であつて、職務の級が八級以下の職員が著しく長時間にわたる移動として管理者が定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額
- （その他の交通費）

第十一条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、第三号に掲げる移動で管理者が特に必要と認めるものにあつては、一キロメートルにつき三十七円とする。

- 一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- 二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- 三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- 四 前三号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第十二条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和三十五年大蔵省令第四十五号。以下「省令」という。）別表第二に定めるところによる。この場合において、同表中「内閣総理大臣等」とあるのは「特別職員」と、「指定職職員等」とあるのは「職務の級が九級の職員」と、「十級以下の者」とあるのは「八級以下の職員」と読み替えるものとする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として管理者が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第十三条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第八条から第十一条までの規定による額（第十七条第一項において「交通費」という。）及び当該宿泊に係る宿泊費基準額（前条の規定により読み替えられた省令別表第二に定める額をいう。）の合計額とする。

（宿泊手当）

第十四条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第三に定める一夜当たりの定額とする。

（転居費）

第十五条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十七条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）として管理者が特に必要と認めるものとし、その額は、管理者が定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第十六条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用として管理者が特に必要と認めるものとし、その額は、内国旅行にあつては五夜分を、外国旅行にあつては十夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第十七条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用として管理者が特に必要と認めるものとし、その額は、次に掲げる額とする。

- 一 内国旅行にあつては、次に掲げる額
 - イ 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このイ及びロ並びに次号イからハまでに同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
 - ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額
- 二 外国旅行にあつては、次に掲げる額
 - イ 赴任の際管理者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をす

るものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額
ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後管理者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

ハ イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後管理者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号イの規定に準じて算定した額

ニ 外国に赴任後管理者の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ又は第二号ロ若しくはハに規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第十八条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして管理者が定める費用の額とする。

（死亡手当）

第十九条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第三条第二項第二号に規定する場合又は同項第四号に規定するときに限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第五に定める定額とする。

（退職者等の旅費）

第二十条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準ずるものとする。

（遺族等の旅費）

第二十一条 第三条第二項第二号から第四号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準ずるものとする。

2 前項の規定により遺族が旅費の支給を受ける順位は、職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（証人等の旅費）

第二十二条 第三条第四項又は第五項の規定により支給する旅費は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、管理者の定める相当職の旅費とする。

（旅費の支給額の上限）

第二十三条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第八条第一項各号、第九条第一項各号、第十条第一項各号及び第十一条各号（同条ただし書の規定の適用がある場合を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第六条並びに第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の請求手続）

第二十四条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求又は精算に必要な資料を管理者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

（旅費の調整）

第二十五条 旅行命令権者は、旅行者が本組合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の法令の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の法令の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、管理者の定めるところにより旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第二十六条 職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定に該当する場合における旅費は、労働基準法第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法第四十八条の規定による旅費又は費用に相当する額とする。

（旅費の返納）

第二十七条 管理者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又は旅費に関する他の法令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

（雑則）

第二十八条 会計管理者（愛知県又は名古屋市の職員を兼ねる場合に限る。）が公務のため旅行するときは、費用弁償として旅費を、この条例の規定に準じて支給する。

（委任）

第二十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の旅費条例(以下「改正後条例」という。)の規定は、施行日以後に旅行命令権者が旅行命令等を送る旅行及び改正後条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の旅費条例(以下「改正前条例」という。)第二条の二第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を送った旅行及び改正前条例第二条第一項の規定により旅費の支給を決定した旅行(法令その他により旅費の支給を必要とする場合に限る。)については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前条例第二条の二第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を送り、かつ、施行日以後に旅行命令権者が改正後条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 改正後条例第三条第六項及び第七項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前条例の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例及び名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「昭和二十七年名古屋港管理組合条例第六号」を「令和七年名古屋港管理組合条例第四号」に改める。

一 特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号) 別表第一監査委員(議会の議員のうちから選任された者に限る。)の項

二 名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成五年名古屋港管理組合条例第四号) 第五条第二項

(名古屋港管理組合の機関の求めにより出頭した証人、関係人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

6 名古屋港管理組合の機関の求めにより出頭した証人、関係人等の実費弁償に関する条例(平成十九年名古屋港管理組合条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「昭和二十七年名古屋港管理組合条例第六号」を「令和七年名古屋港管理組合条例第四号」に改め、同項ただし書を削る。

組織体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

令和七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第五号

組織体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(名古屋港管理組合事務局に関する条例の一部改正)

第一条 名古屋港管理組合事務局に関する条例(昭和二十六年名古屋港管理組合条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「及び室」を削り、同条中「企画調整室」を「政策企画部」に改める。

第二条の見出し中「企画調整室」を「政策企画部」に改め、同条中「企画調整室」を「政策企画部」に改め、同条第二号中「調整」の下に「並びに新たな施策の創造」を加える。

第三条第四号中「他の部及び室」を「他部」に改める。

第五条第一号中「企画調整室」を「政策企画部」に改める。

第六条中「及び室」を削る。

(職員定数条例の一部改正)

第二条 職員定数条例(昭和二十六年名古屋港管理組合条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五七六八」を「五二六八」に改め、同条中「五九五八」を「五三三八」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(名古屋港審議会条例の一部改正)

2 名古屋港審議会条例(昭和三十九年名古屋港管理組合条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十条中「名古屋港管理組合企画調整室」を「名古屋港管理組合政策企画部」に改める。

(名古屋港管理組合公害防止事業費負担審議会条例の一部改正)

3 名古屋港管理組合公害防止事業費負担審議会条例(昭和三十二年名古屋港管理組合条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条」を「第十九条」に改める。

第九条中「名古屋港管理組合企画調整室」を「名古屋港管理組合政策企画部」に改める。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。
令和七年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第六号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(給与条例の一部改正)

第一条 給与条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号)の一部を次のように改正する。

- 第二十一条の四第二項第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第二十一条の五第二項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(名古屋港管理組合退職料条例の一部改正)

第二条 名古屋港管理組合退職料条例(昭和二十九年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

- 第八条第一項第二号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第十七条第三号及び第二十四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第二十八条第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。
- 第五十条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。
- 附則第四条第一項中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に、「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号及び第五項第二号、第十六条の見出し、同条第一項第一号、第十七条第一項第一号並びに第十九条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(名古屋港管理組合情報公開条例等の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- 一 名古屋港管理組合情報公開条例(平成十二年名古屋港管理組合条例第七号)第三十条
- 二 名古屋港管理組合行政不服審査会条例(平成二十八年名古屋港管理組合条例第一号)第八条
- 三 名古屋港管理組合議会の保有する個人情報保護に関する条例(令和五年名古屋港管理組合条例第一号)第五十五条から第五十七条まで
- 四 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和五年名古屋港管理組合条例第二号)第十一条並びに附則第五項及び第六項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第十六条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

(給与条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第一条の規定による改正後の給与条例第二十一条の五第二項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)(これらの規定を同条例第二十一条の五第七項並びに特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償、期末手当及び勤労手当に関する条例(昭和二十九年名古屋港管理組合条例第十号)第七条第二項及び第七条の二第二項並びに専任副管理者の給与に関する条例(令和二年名古屋港管理組合条例第三号)第二条第三項の規定において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十五条第一項及び第五項、第十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)(並びに第十九条第三項及び第四項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

規 則

名古屋港管理組合事務局組織規則を公布する。
令和七年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第三号

名古屋港管理組合事務局組織規則

名古屋港管理組合事務局組織規則（平成八年名古屋港管理組合規則第十一号）の全部を改正する。

（政策企画部の分課）

第一条 政策企画部に次の四課を置く。

政策調整課
企画創造課
計画課
環境課

（政策調整課の事務）

第二条 政策調整課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 国並びに愛知県及び名古屋市その他関係地方公共団体の名古屋港の開発整備に関する計画に係る連絡調整に関すること。
- 二 重要施策の総合的な調整に関すること。
- 三 前二号のほか、名古屋港の開発整備及び重要施策に係る渉外その他連絡調整に関すること（建設部推進課の主管に属することを除く）。
- 四 名古屋港審議会に関すること。
- 五 部内の予算及び決算に関すること。
- 六 部内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 七 部内の庶務に関すること。
- 八 部内他課の主管に属しないこと。

（企画創造課の事務）

第三条 企画創造課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 名古屋港の開発整備及び管理運営に係る基本構想に関すること。
- 二 重要施策の総合的な企画及び新たな施策の創造に関すること。
- 三 前号に係る国内及び外国港湾の情報収集及び分析に関すること。
- 四 港湾経営に関する調査研究に関すること。
- 五 名古屋四日市国際港湾株式会社の運営及び活動に係る調整に関すること。
- 六 港湾統計の作成及び解析に関すること。
- 七 港湾統計図書の編集及び発行に関すること。

（計画課の事務）

第四条 計画課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 港湾計画その他の名古屋港の開発整備に係る基本計画に関すること（環境課の主管に属することを除く）。
- 二 港湾脱炭素化推進計画に関すること（他部及び部内他課の主管に属することを除く）。
- 三 海岸保全施設の整備に係る基本計画に関すること。
- 四 港湾区域、港湾隣接地域並びに臨港地区及びその分区の指定に関すること。
- 五 海岸保全区域の指定に係る協議に関すること。
- 六 出願工事の計画審査に関すること。

（環境課の事務）

第五条 環境課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 港湾環境整備施設その他港湾の環境の保全に関する施設の整備に係る基本計画に関すること。
- 二 地球温暖化対策の実行計画に関すること。
- 三 エネルギーの使用の合理化に係る計画の作成及び報告に関すること。
- 四 港湾区域内の水質その他港湾の環境の保全に係る調査に関すること。
- 五 出願工事の環境保全審査に関すること。
- 六 名古屋港管理組合公害防止事業費負担審議会に関すること。
- 七 公害防止事業費事業者負担金に関すること。

（総務部の分課）

第六条 総務部に次の六課を置く。

総務課
危機管理課
行政管理課
職員課
財政課
会計課

（総務課の事務）

第七条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 秘書に關すること。
- 二 議事に關すること。
- 三 監査委員との連絡に關すること。
- 四 儀式及び褒賞に關すること。
- 五 幹部会に關すること。
- 六 愛知県及び名古屋市の政策に係る連絡調整に關すること。
- 七 東京における関係機関及び各種団体等との連絡調整に關すること。
- 八 名古屋港管理組合本庁舎等整備事業の連絡調整に關すること（港管部文化交流施設課及び建設部開発課の主管に屬することを除く）。
- 九 本庁舎及び庁用電話の管理に關すること。
- 十 文書の收受並びに行政文書の發送及び保存に關すること。
- 十一 行政文書の形式審査並びに文書事務の指導及び改善に關すること。
- 十二 公印に關すること。
- 十三 公報の編集及び発行に關すること。
- 十四 行政文書の公開に關すること。
- 十五 個人情報保護に關すること。
- 十六 行政資料の収集及び整備に關すること。
- 十七 港湾利用者、県市民等の要望、相談等の処理及び連絡に關すること。
- 十八 法規文書の審査に關すること。
- 十九 公告式に關すること。
- 二十 訴訟、行政不服審査その他の争訟に關すること。
- 二十一 例規類の編集及び発行に關すること。
- 二十二 部内の事務事業の連絡調整に關すること。
- 二十三 部内の庶務に關すること。
- 二十四 他部及び部内他課の主管に屬しないこと。

（危機管理課の事務）

第八条 危機管理課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 危機管理対策に係る企画及び実施の総合調整に關すること。
- 二 名古屋港管理組合防災計画に關すること。
- 三 名古屋港管理組合国民保護業務計画に關すること。
- 四 港湾施設の保安対策に關すること。
- 五 防災会議及び災害対策本部に關すること。
- 六 防災に係る情報システムの運用管理に關すること。
- 七 防災無線及び非常通信に關すること。
- 八 名古屋港管理組合の休日等を定める条例（平成三年名古屋港管理組合条例第七号）第二条第一項に規定する本組合の休日、夜間等における事故の初動活動に關すること。
- 九 危機管理に係る関係機関との連絡調整に關すること。

（行政管理課の事務）

第九条 行政管理課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 行政管理の総合的な企画及び調整に關すること。
- 二 行政監察及び事務の執行状況に係る特命考査に關すること。
- 三 組織に關すること。
- 四 職員定数の設定に關すること。
- 五 職務権限に關すること。
- 六 事務改善に係る調査及び指導に關すること。
- 七 職員提案に關すること。
- 八 デジタルトランスフォーメーションの推進に關する施策及びICTを活用した業務改革の総合的な企画及び調整に關すること。
- 九 デジタルトランスフォーメーションの推進及びICTの活用に係る相談、指導及び調整に關すること。
- 十 情報システムの開発及び運用管理に關すること。
- 十一 情報セキュリティに關すること。

（職員課の事務）

第十条 職員課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 職員の進退、賞罰、服務その他身分に關すること。
- 二 職員定数の管理に關すること。
- 三 職員の研修その他の能力開発及び考査に關すること。
- 四 服務監察及び職員の服務に係る特命考査に關すること。
- 五 職員の賠償責任に關すること。
- 六 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に關すること。
- 七 公平委員会に關すること。
- 八 部内の人事及び給与に關すること。
- 九 退職料、遺族扶助料等に關すること。
- 十 職員の福利厚生並びに安全及び衛生の管理に關すること。

十一 共済組合及び互助会に関する事。

(財政課の事務)

第十一条 財政課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 一般会計及び特別会計の予算の編成、配当及び執行監督並びに企業会計（施設運営事業会計及び埋立事業会計をいう。以下同じ。）の予算の調製並びに総合財政計画その他財政に関する事。
- 二 組合債及び企業債に関する事。
- 三 財政状況及び港湾整備事業の業務状況の公表に関する事。
- 四 部内の予算及び決算に関する事。

(会計課の事務)

第十二条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 債権管理の総合調整に関する事。
- 二 納入通知、督促及び滞納に関する事。
- 三 会計の監督に関する事。
- 四 指定金融機関等に関する事。
- 五 借入金及び資金に関する事。
- 六 物品（工事用機材及び工事用材料を除く。）の購入、修繕、貸借、輸送及び交換、船舶の修繕並びに不用品の処分
の契約並びに物品の検収（建設部技術課の主管に属することを除く。）に関する事。
- 七 一般会計の不用品の処分に関する事。
- 八 第二十条第二号及び第三号の契約に係る入札の公告及び開札に関する事。
- 九 前各号のほか、会計に関する事。

(港営部の分課)

第十三条 港営部に次の五課を置く。

港営課

文化交流施設課

みなと振興課

管財課

海務課

(港営課の事務)

第十四条 港営課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 港湾運送事業（検数事業等を除く。）についての意見の具申及び許可等の通知の受理に関する事。
- 二 港湾諸業の改善及び役務のあつせんに関する事。
- 三 船舶乗組員及び港湾労働者の福利厚生に関する事。
- 四 港湾環境整備負担金に関する事。
- 五 名古屋港管理組合放置自動車廃物判定委員会に関する事。
- 六 名古屋港鉄鋼埠頭株式会社及び名古屋港埠頭株式会社の運営及び活動に係る調整に関する事。
- 七 部内一般会計の予算及び決算に関する事。
- 八 施設運営事業会計の財政計画及び財政調査に関する事。
- 九 施設運営事業会計の予算の作成及び執行並びに決算の作成に関する事。
- 十 施設運営事業の用に供する物品の取得及び処分に関する事。
- 十一 施設運営事業の業務状況説明書類の作成に関する事。
- 十二 港湾施設の管理及び運営に関する事（文化交流施設課、管財課及び海務課の主管に属することを除く。）。
- 十三 前号に係る計画（政策企画部企画創造課の主管に属するものを除く。）及び総合調整に関する事。
- 十四 港湾施設（文化交流施設課、管財課及び海務課の主管に属するものを除く。）の保安対策に関する事（総務部危機管理課の主管に属することを除く。）。
- 十五 受変電施設その他の電気施設の管理に関する事（文化交流施設課及び第三十条の規定により置かれた事務所の主
管に属することを除く。）。
- 十六 電気設備の技術的保守点検に関する事（文化交流施設課及び第三十条の規定により置かれた事務所の主管に属
することを除く。）。
- 十七 港湾施設使用料の調査に関する事。
- 十八 港湾料率表の作成及び公表に関する事。
- 十九 六大港湾協議会に関する事。
- 二十 部内の事務事業の連絡調整に関する事。
- 二十一 部内の庶務に関する事。
- 二十二 部内他課の主管に属しない事。

(文化交流施設課の事務)

第十五条 文化交流施設課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 ガーデンふ頭内の施設管理の総合調整に関する事。
- 二 ガーデンふ頭内の港湾施設の管理及び運営に関する事（海務課の主管に属することを除く。）。
- 三 ガーデンふ頭内の岸壁離着船舶の立会いに関する事。
- 四 ガーデンふ頭内の護岸、防波堤等の外郭施設及び臨港道路、橋りょう等の臨港交通施設並びに緑地その他港湾の環境
を整備又は保全するための施設の維持管理に関する事。
- 五 ガーデンふ頭内の受変電施設その他の電気施設の管理に関する事。
- 六 ガーデンふ頭内の電気設備の技術的保守点検に関する事。

- 七 ガーデンふ頭内の観光文化施設の利用に係る動線管理の企画及び調整に関すること。
- 八 ガーデン緑園総合案内所の管理及び運営に関すること。
- 九 公益財団法人名古屋みなと振興財団及び公益財団法人名古屋港緑地保全協会の運営及び活動に係る調整に関すること。
- 十 外郭団体（本組合が出資し、又は財政的援助その他援助を与えている団体で、管理者が指定するものをいう。）の事業の計画及び決算に関する書類の総括に関すること。
- 十一 基金の管理に関すること。
- 十二 名古屋港水族館、名古屋港ホトビル、名古屋港湾会館及び臨港緑地の管理に関すること。
- 十三 海事思想普及施設の管理に関すること。

（みなと振興課の事務）

第十六条 みなと振興課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 船舶、貨物及び企業の誘致その他名古屋港利用の推進に関すること。
- 二 港湾振興に関する調査に関すること。
- 三 外国港湾との親善及び提携その他外事に関すること。
- 四 国際港湾協会及び公益社団法人日本港湾協会に関すること。
- 五 名古屋港の観光事業の振興及び広報に関すること。
- 六 雇事に関すること。
- 七 港務艇の運航管理に関すること。

（管財課の事務）

第十七条 管財課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 公有財産の統轄に関すること。
- 二 公有財産の取得及び処分（施設運営事業の用に供するものの処分を含む。）に関すること（他部及び部内他課の主管に属することを除く。）。
- 三 国有財産の借受け及び管理委託に関すること。
- 四 港湾台帳及び海岸保全区域台帳に関すること（建設部技術課の主管に属することを除く。）。
- 五 名古屋臨海鉄道株式会社の運営及び活動に係る調整に関すること。
- 六 行政財産及び普通財産の土地の管理及び運営に関すること。
- 七 中川運河及び中川運河周辺の港湾施設の管理及び運営に関すること。
- 八 護岸、防波堤等の外郭施設及び臨港道路、橋りょう等の臨港交通施設の管理に関すること。
- 九 緑地（文化交流施設課の主管に属するものを除く。）その他港湾の環境を整備又は保全するための施設の管理に関すること。
- 十 埋立事業の用に供する財産（物品を除く。）の管理に関すること。

（海務課の事務）

第十八条 海務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 航路、泊地及び船たまり並びに係船岸壁その他の係留施設の管理及び運営に関すること（文化交流施設課の主管に属することを除く。）。
- 二 港湾区域内の漂流物その他の航行障害物の除去、水域の清掃その他汚染の防除（工事に係るものを除く。）に関すること（政策企画部環境課の主管に属することを除く。）。
- 三 公益社団法人名古屋清港会の運営及び活動に係る調整に関すること。
- 四 所属船舶の管理に関すること（みなと振興課の主管に属することを除く。）。
- 五 港湾区域、港湾隣接地域並びに臨港地区及びその分区の区域内における行為及び構築物の規制等に関すること。
- 六 海岸保全区域内における行為の規制等に関すること。
- 七 港湾区域内の公有水面の埋立免許に関すること。
- 八 船舶の入出港届の受理に関すること。
- 九 入港船の船席指定に関すること。
- 十 入出港船舶の係離及び誘導に関すること。
- 十一 岸壁離着船舶の立会いに関すること（文化交流施設課の主管に属することを除く。）。
- 十二 無線通信に関すること。
- 十三 無線通信施設の管理に関すること。
- 十四 入出港船舶の監視及び動静把握に関すること。

（建設部の分課）

第十九条 建設部に次の四課を置く。

- 建設課
- 推進課
- 開発課
- 技術課

（建設課の事務）

第二十条 建設課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 埋立事業の用に供する財産の取得及び処分に関すること。
- 二 工事（土木工事、建築工事（建物及びその附帯設備の建築、修繕、模様替え及び解体撤去に係る工事をいう。）並びに船舶の製造、機械器具、機械設備、電気設備及び電気通信設備に係る工事をいう。第八号及び第十一号から第十四号までにおいて同じ。）等の契約に関すること（総務部会計課の主管に属することを除く。）。
- 三 工事用機材及び工事用材料の契約に関すること（総務部会計課の主管に属することを除く。）。

- 四 部内一般会計の予算及び決算に関すること。
- 五 埋立事業会計の財政計画及び財政調査に関すること。
- 六 埋立事業会計の予算の作成及び執行並びに決算の作成に関すること。
- 七 埋立事業の業務状況説明書類の作成に関すること。
- 八 工事の設計の指導及び審査に関すること。
- 九 出願工事（土木工事に係る部分並びに建物、機械器具、機械設備及び電気設備に係る工事の部分に限る。次号において同じ。）の設計審査に関すること。
- 十 出願工事の部内事務所における技術審査の統轄に関すること。
- 十一 工事の予算資料に関すること。
- 十二 工事の施行に伴う技術上の調査及び指導に関すること。
- 十三 工事の監理に関すること。
- 十四 工事の国費補助申請手続に関すること。
- 十五 部所属の事務所に関すること。
- 十六 部内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 十七 部内の庶務に関すること。
- 十八 部内他課の主管に属しないこと。

（推進課の事務）

第二十一条 推進課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 名古屋港の開港整備に係る実施計画に関すること。
- 二 海岸保全施設の整備に係る実施計画に関すること。
- 三 埋立地の造成に係る実施計画に関すること。
- 四 公有水面の埋立免許の取得に関すること。

（開発課の事務）

第二十二条 開発課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 ガーデンふ頭の再開発及び金城ふ頭の開発の立案及び事業化の推進並びにこれらに伴う関係機関等との連絡調整、補償その他渉外に関すること。
- 二 中川運河再生計画に関すること（他部及び部内他課の主管に属することを除く。）。
- 三 名古屋港管理組合本庁舎等整備事業に係る日本庁舎敷地活用事業に関すること（総務部総務課の主管に属することを除く。）。
- 四 海浜に関する事業の調査研究その他渉外に関すること。
- 五 南五区（第二期計画）の事業化の推進、実施計画及び環境影響評価並びにこれらに伴う関係機関等との連絡調整、補償その他渉外に関すること。

（技術課の事務）

第二十三条 技術課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 技術的事項の改善並びに設計及び積算のシステム化に関すること。
- 二 港湾施設及び海岸保全施設の技術的調査及び測量並びに技術的保守点検の統轄に関すること。
- 三 潮位、潮流、波浪その他の気象観測に関すること。
- 四 港湾台帳及び海岸保全区域台帳に係る技術事項の処理に関すること。
- 五 土地の測量に係る技術事項の処理に関すること。
- 六 港湾施設等の維持管理に係る計画に関すること。
- 七 工事に係る技術事項の処理基準の設定に関すること。
- 八 工事等の検査に関すること。
- 九 工事用機材及び工事用材料の検収に関すること。

（出納室の事務）

第二十四条 会計管理者の下に出納室を置き、次の事務を分掌させる。その事務処理については、課の例による。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管に関すること。
- 二 小切手を振り出すこと。
- 三 歳入歳出外現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- 四 物品（企業会計に属するものを除く。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。
- 五 現金（歳入歳出外現金を含む。）及び財産の記録管理に関すること。
- 六 支出負担行為（企業会計に属するものを除く。）の確認に関すること。
- 七 決算の調製（企業会計に係るものを除く。）に関すること。
- 八 指定金融機関等の公金の収納及び支払並びに預金の検査に関すること。
- 九 組合債及び企業債並びに借入金の出納に関すること。
- 十 出納関係公印の管守に関すること。
- 十一 前各号のほか、会計管理者の権限に関すること。

（異例の事務）

第二十五条 特別又は緊急の必要があるときは、前各条の規定にかかわらず事務を処理させることができる。

（事務主管の裁定）

第二十六条 事務の主管が明らかでないときは、部内にあつては部長が決定し、部間にあつては管理者の裁定を受けなければならない。

（庶務担当課）

第二十七条 第二条第七号、第七条第二十三号、第十四条第二十一号及び第二十条第十七号の規定により、部内の庶務を主

管することとなる政策企画部政策調整課、総務部総務課、港営部港営課及び建設部建設課を庶務担当課とする。
(係等の設置)

第二十八条 課の事務を分担させるため別に定めるところにより課に係を置く。

2 次の各号に掲げる課に、それぞれ当該各号に掲げるセンター及び室を附置し、その分掌事務は別に定める。

- 一 企画創造課 統計センター
- 二 行政管理課 DX推進室
- 三 みなと振興課 広報・にぎわい振興室
- 四 技術課 検査室

(部長等の設置)

第二十九条 部に部長、課に課長、係に係長を置く。

2 政策企画部企画創造課に政策企画部企画創造課統計センター長、総務部行政管理課に総務部行政管理課DX推進室長、港営部みなと振興課に港営部みなと振興課広報・にぎわい振興室長、建設部技術課に建設部技術課検査室長を置く。

3 総務部に総務部危機管理監を置く。

4 部に理事、担当部長、次長若しくは参事又は担当課長、課に課長補佐若しくは主幹又は担当係長若しくは主査を置くことができる。

5 特に必要があるときは、部に部付の理事若しくは参事又は課長若しくは主幹若しくは係長を置くことができる。

(事務所)

第三十条 この規則に定めるもののほか、部の事務を分担させるため別に定めるところにより部に事務所を置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第四号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則(昭和二十二年名古屋港管理組合規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「又は」を「」に改め、「となる当該子の世話」の下に「又は在籍する学校等が実施する行事への参加」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規則の規定は、令和七年一月七日から適用する。

名古屋港管理組合永年勤続職員表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第五号

名古屋港管理組合永年勤続職員表彰規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合永年勤続職員表彰規則(平成二十年名古屋港管理組合規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条第一項」を「第五条」に改める。

第三条第一項中「に達し、その期間における」を「以上の職員のうち」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定める要件を満たす者の表彰は、一回に限り行う。

第五条第二項及び第三項を削る。

第六条中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第六号

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則(昭和三十六年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二及び第三十四条の三中「ひき船係留施設」を「係留施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

組織体制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。
令和七年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第七号

組織体制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(職員の服務の宣誓に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 職員の服務の宣誓に関する条例施行規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は室」を削り、「部長等」を「部長」に改める。

第二条中「部長等」を「部長」に改める。







第三条中「部又は室の庶務担当課(総務部にあつては職員課)の長(企画調整室担当課長(調整担当)を含む。)」を「部の庶務担当課の長(総務部にあつては総務部職員課長、建設部にあつては建設部担当課長(管理担当))」に改める。

第四条中「部長等」を「部長」に改める。

(名古屋港管理組合公印規則の一部改正)

第二条 名古屋港管理組合公印規則(昭和三十六年名古屋港管理組合規則第四号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

種類	書体	寸法 (ミリメートル)	ひな型	用途
組合印	てん書	方40		表彰、ほう賞用
	れい書	方30		一般文書用
	てん書	だ円型 縦 40 方 横 25		公債証券用
管理者印	てん書	方40		表彰、ほう賞用
	れい書	方30		一般文書用
	てん書	径24		公債証券用

副管理者印	れい書	方30	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 名 古 屋 港 管 理 組 合 副 管 理 者 印 </div>	一般文書用
部長印	れい書	方23	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 名 古 屋 港 管 理 組 合 (何) 部 長 印 </div>	一般文書用
理事印	れい書	方23	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 名 古 屋 港 管 理 組 合 (何) 部 理 事 印 </div>	一般文書用
総務部危機管理監印	れい書	方23	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 名 古 屋 港 管 理 組 合 総 務 部 危 機 管 理 監 印 </div>	一般文書用
担当部長印	れい書	方23	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 名 古 屋 港 管 理 組 合 (何) 部 担 当 部 長 印 </div>	一般文書用
参事印	れい書	方23	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 名 古 屋 港 管 理 組 合 (何) 部 参 事 印 </div>	一般文書用

課（事務所）長印	れい書	方20	名古屋港 管理組合 （何）部（何）課 （事務所）長印	一般文書用
担当課長印	れい書	方20	名古屋港 管理組合 （何）部 担 当 課 長 印	一般文書用
会計管理者印	てん書	方23	名古屋港 管理組合会 計 管 理 者 印	一般文書用及び 出納用
	れい書	方15	名古屋港 管理組合会 計 管 理 者 印	小切手用
出納員印	れい書	方20	名古屋港 管理組合 （何）部（何）課 （事務所） 出 納 員 印	現金等収納用
企業出納員印	れい書	方20	名古屋港 管理組合 （何）部（何）課 企業出納員印	出納用

(名古屋港管理組合財務規則の一部改正)

第三条 名古屋港管理組合財務規則(昭和二十九年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(名古屋港管理組合事務局組織規則(平成八年名古屋港管理組規則第十一号)第一条に規定する組織を含む。)」を削る。

第五条第五項中「(室長を含む。以下同じ。)」を削る。

第四十七条の二第一項中「企画調整室担当課長(調整担当)を含む。」及び「又は室」を削る。

第二百一十一条の二第一項中「港営部担当部長(関連事業担当)」を「港営部担当部長(文化交流施設担当)」に改める。

別表第一中「港営部担当課長(施設運営事業会計担当)」の下に「港営部文化交流施設課長」を加え、「建設部管理課長」を「建設部担当課長(管理担当)」に、「建設部施設事務所長」を「建設部担当課長(施設工事担当)」に、「建設部管理課」を「建設部建設課」に、「建設部管理課経理係長」を「建設部建設課経理係長及び建設部建設課設計第一係長」に改める。

様式第二十四号の二から様式第二十四号の四までの規定中「名古屋港管理組合港営部施設課」を「名古屋港管理組合港営部文化交流施設課」に改める。

(名古屋港管理組合職員表彰規則の一部改正)

第四条 名古屋港管理組合職員表彰規則(昭和二十九年名古屋港管理組規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「部又は室の長」を「部長」に改める。

(名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第五条 名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則(昭和二十九年名古屋港管理組規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「建設部管理課に」を「建設部建設課に」に、「建設部管理課長」を「建設部担当課長(管理担当)」に、「管理課長等」を「管理担当課長等」に改め、同条第二項第二号中「管理課長等」を「管理担当課長等」に改める。

第七条中「管理課長等」を「管理担当課長等」に改める。

(管理職手当規則の一部改正)

第六条 管理職手当規則(昭和四十一年名古屋港管理組規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一「管理者の事務部局の項中「室長」及び「又は室付」を削り、同表備考中「又は室付」を削る。

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第七条 職員の職の設置に関する規則(昭和四十一年名古屋港管理組規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「室長」及び「又は室」を削り、同項第二号から第七号までの規定中「又は室」を削る。

第四条中「又は室付の理事若しくは参事又は課長若しくは主幹若しくは係長の職」を削り、「部又は室」を「部」に改める。

別表第一「室長の項を削り、同表次長の項中「又は室長」を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二 (第二条関係)

職	職務
政策企画部企画創造課統計センター長	上司の命を受け、政策企画部企画創造課統計センターの事務を処理する。
総務部行政管理課DX推進室長	上司の命を受け、総務部行政管理課DX推進室の事務を処理する。
港営部みなと振興課広報・にぎわい振興室長	上司の命を受け、港営部みなと振興課広報・にぎわい振興室の事務を処理する。
建設部技術課検査室長	上司の命を受け、建設部技術課検査室の事務を処理する。
建設部建設事務所運河河川管理センター長	上司の命を受け、建設部建設事務所運河河川管理センターの事務を処理する。

別表第四理事の項中「及び室」を削る。

(名古屋港管理組合表彰規則及び名古屋港管理組合海の日記念式典表彰規則の一部改正)

第八条 次に掲げる規則の規定中「(室長を含む。以下同じ。)」を削る。

- 一 名古屋港管理組合表彰規則(昭和四十九年名古屋港管理組規則第十四号)第五条第一項
- 二 名古屋港管理組合海の日記念式典表彰規則(平成十二年名古屋港管理組規則第九号)第五条第一項

(名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部改正)

第九条 名古屋港管理組合公有財産管理規則(昭和五十四年名古屋港管理組規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「室長及び」を削る。

第三十一条第一項第一号中「企画調整室長」を「政策企画部長」に改め、同項第二号を次のように改める。

- 一 政策企画部企画創造課長及び政策企画部計画課長

第三十一条第一項第五号を次のように改める。

五 建設部建設課長、建設部担当課長(管理担当)及び建設部担当課長(施設担当)

第三十一条第二項第一号中「建設部工事課長」を「建設部建設課長」に改め、同項第二号中「建設部担当課長(施設工事担当)」を「建設部担当課長(施設担当)」に改める。

(名古屋港管理組合港湾政策経営アドバイザーの設置に関する規則及び名古屋港景観アドバイザーの設置に関する規則の一部改正)

第十条 次に掲げる規則の規定中「企画調整室」を「政策企画部」に改める。

一 名古屋港管理組合港湾政策経営アドバイザーの設置に関する規則(平成二十二年名古屋港管理組合規則第五号)第二条

二 名古屋港景観アドバイザーの設置に関する規則(平成二十二年名古屋港管理組合規則第六号)第二条

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第十一条 職員の退職管理に関する規則(平成二十八年名古屋港管理組合規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「及び室長」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第三条の規定による改正前の名古屋港管理組合財務規則の規定に基づいて作成されている様式第二十四号の二から様式第二十四号の四までの用紙については、同条の規定による改正後の名古屋港管理組合財務規則(以下「改正後の財務規則」という。)の規定にかかわらず、当分の間、改正後の財務規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

告 示

名古屋港管理組合告示第7号

令和7年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された令和5年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

令和7年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

令和5年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

	歳 入	
第1款 分担金及び負担金	7,116,770,838円	
第1項 負担金	7,116,770,838円	
第2款 使用料及び手数料	4,616,071,148円	
第1項 使用料	4,616,040,248円	
第2項 手数料	30,900円	
第3款 国庫支出金	2,379,559,055円	
第1項 国庫負担金	2,379,559,055円	
第4款 財産収入	4,740,209,068円	
第1項 財産運用収入	4,706,013,145円	
第2項 財産売払収入	34,195,923円	
第5款 寄附金	0円	
第1項 寄附金	0円	
第6款 繰入金	108,343,740円	
第1項 他会計繰入金	108,343,740円	
第7款 繰越金	3,267,184,822円	
第1項 繰越金	3,267,184,822円	
第8款 諸収入	1,880,358,969円	
第1項 延滞金、加算金及び過料	17,396円	
第2項 預金利子	167,265円	
第3項 貸付金元利収入	1,279,633,836円	
第4項 特定施設整備収入	336,638,773円	
第5項 雑入	263,901,699円	
第9款 組合債	9,058,000,000円	
第1項 組合債	9,058,000,000円	
歳 入 合 計	33,166,497,640円	
歳 出		
第1款 議会費	155,037,363円	
第1項 議会費	155,037,363円	
第2款 総務費	2,280,668,246円	
第1項 総務管理費	2,214,260,189円	
第2項 監査委員費	66,408,057円	
第3款 企画調整費	856,832,620円	
第1項 企画調整管理費	804,259,269円	
第2項 調査費	52,573,351円	
第4款 港営費	2,286,465,117円	
第1項 港営管理費	1,355,819,704円	
第2項 運営費	930,645,413円	
第5款 建設費	18,308,624,451円	
第1項 建設管理費	1,505,140,848円	
第2項 整備費	16,803,483,603円	
第6款 公債費	6,461,068,560円	
第1項 公債費	6,461,068,560円	
第7款 予備費	0円	
第1項 予備費	0円	
歳 出 合 計	30,348,696,357円	

名古屋港管理組合告示第8号

令和7年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された令和5年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

令和7年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

令和5年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

		歳	入		
第1款	水族館振興基金収入		90,604,198円		
第1項	財産収入		9,135円		
第2項	寄附金		1,811,556円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		11,000,000円		
第5項	繰入金		77,783,507円		
第2款	海事文化振興基金収入		49,948,569円		
第1項	財産収入		7,569円		
第2項	寄附金		0円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		39,941,000円		
第5項	繰入金		10,000,000円		
第3款	環境振興基金収入		128,956,828円		
第1項	財産収入		4,357円		
第2項	寄附金		1,286,135円		
第3項	繰越金		263,596円		
第4項	積戻金		57,402,740円		
第5項	繰入金		70,000,000円		
	歳 入	合	計		269,509,595円
		歳	出		
第1款	水族館振興基金		90,104,198円		
第1項	積立金		79,104,198円		
第2項	繰出金		11,000,000円		
第2款	海事文化振興基金		49,948,569円		
第1項	積立金		10,007,569円		
第2項	繰出金		39,941,000円		
第3款	環境振興基金		128,956,828円		
第1項	積立金		71,554,088円		
第2項	繰出金		57,402,740円		
	歳 出	合	計		269,009,595円

名古屋港管理組合告示第9号

令和7年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た令和7年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。
令和7年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

令和7年度名古屋港管理組合一般会計予算

令和7年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,170,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(組合債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 組合債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		8,403,411 ^{千円}
	1 負 担 金	8,403,411
2 使 用 料 及 び 手 数 料		4,485,893
	1 使 用 料	4,485,883
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		2,261,000
	1 国 庫 負 担 金	2,261,000
4 財 産 収 入		4,675,749
	1 財 産 運 用 収 入	4,675,729
	2 財 産 売 払 収 入	20
5 寄 附 金		10
	1 寄 附 金	10
6 繰 入 金		752,140
	1 他 会 計 繰 入 金	152,140
	2 他 会 計 借 入 金	600,000
7 繰 越 金		200,000
	1 繰 越 金	200,000
8 諸 収 入		1,921,797
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	20
	2 預 金 利 子	9,704
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,236,602
	4 特 定 施 設 整 備 収 入	471,648
	5 雑 入	203,823
9 組 合 債		7,470,000
	1 組 合 債	7,470,000
歳 入 合 計		30,170,000

歳 出		金 額
款	項	
1 議 会 費		183,823 ^{千円}
	1 議 会 費	183,823
2 総 務 費		3,091,709
	1 総 務 管 理 費	3,019,664
	2 監 査 委 員 費	72,045
3 政 策 企 画 費		1,089,071
	1 政 策 企 画 管 理 費	850,888
	2 調 査 費	238,183
4 港 営 費		3,151,782
	1 港 営 管 理 費	1,331,233
	2 運 営 費	1,820,549
5 建 設 費		15,809,615
	1 建 設 管 理 費	1,526,765
	2 整 備 費	14,282,850
6 公 債 費		6,814,000
	1 公 債 費	6,814,000
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		30,170,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
5 建設費	2 整備費	港湾メンテナンス(港湾改修費) 補助事業費	593,000 ^{千円}
		港湾メンテナンス(港湾施設改良費) 補助事業費	147,000
		港湾メンテナンス(統合) 補助事業費	81,000
		港湾改修(国際拠点) 交付金事業費	112,000
		港湾施設改修事業費	222,000
		港湾施設補修事業費	464,000
		緑地等施設整備交付金事業費	8,000
		港湾環境整備施設事業費	169,000
		海岸(連携) 補助事業費	70,000
		海岸メンテナンス補助事業費	15,000
		高潮対策交付金事業費	298,000
		海岸防災施設事業費	90,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
基本計画調査費	令和8年度	100,800 ^{千円}
工事監理業務	令和7年度～令和9年度	50,302
弥富ふ頭岸壁整備費	令和7年度～令和8年度	710,000
港内埠頭保安設備の整備及び管理運営	令和7年度～令和25年度	4,300,000 外に物価及び金利の変動並びに法令等変更による影響額
ガーデンふ頭再開発業務	令和7年度～令和10年度	69,700
業務船建造費	令和8年度	151,800
弥富ふ頭埠頭保安設備整備費	令和8年度	17,700
飛島ふ頭岸壁補修費	令和8年度	88,800
港内橋梁補修費	令和8年度	364,800
名古屋港船舶通航情報センター補修費	令和8年度～令和9年度	509,500
港内埠頭保安設備補修費	令和8年度	113,100
大江川地区環境対策費	令和8年度	232,800
風力発電施設撤去費	令和8年度	132,000
中川口ポンプ所補修費	令和8年度	45,000
名古屋四日市国際港湾株式会社の事業資金借入金に対する損失補償	令和7年度～令和28年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、220,000千円及び利息相当額を限度として補償する。

第4表 組合債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共事業	6,971,000 ^{千円}	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
単独事業	499,000			
計	7,470,000			

令和7年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

令和7年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ260,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 水族館振興基金収入		千円 65,200
	1 財産収入	1,100
	2 寄附金	1,600
	3 積戻金	40,500
	4 繰入金	22,000
2 海事文化振興基金収入		49,200
	1 財産収入	420
	2 寄附金	40
	3 積戻金	37,740
	4 繰入金	11,000
3 環境振興基金収入		145,900
	1 財産収入	340
	2 寄附金	1,660
	3 積戻金	73,900
	4 繰入金	70,000
歳 入 合 計		260,300

歳 出		金 額
款	項	
1 水族館振興基金		65,200 ^{千円}
	1 積立金	24,700
	2 繰出金	40,500
2 海事文化振興基金		49,200
	1 積立金	11,460
	2 繰出金	37,740
3 環境振興基金		145,900
	1 積立金	72,000
	2 繰出金	73,900
歳出合計		260,300

令和7年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分	施設及び用地	事項	備考
事業量	上屋 25棟	一般使用許可面積	平方メートル 77,713
		専用使用許可面積	平方メートル 28,628
	貯木場 8か所	一般使用許可面積	平方メートル 183,300
		専用使用許可面積	平方メートル 994,028
	荷役機械 5基	貸付数	基 5
	埠頭用地		平方メートル 2,401,671
	建設改良工事	上屋等整備工事	千円 2,206,240

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入	
第1款	施設運営事業収益	4,481,000千円
第1項	営業収益	4,113,290千円
第2項	営業外収益	126,413千円
第3項	特別利益	241,297千円
	支出	
第1款	施設運営事業費用	3,374,000千円
第1項	営業費用	3,141,637千円
第2項	営業外費用	222,363千円
第3項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,016,000千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,000千円、減債積立金413,000千円、建設改良積立金1,015,000千円及び過年度分損益勘定留保資金501,000千円で補てんするものとする。）。

		収 入		
第1款	資 本 的	収 入		2,686,000千円
第1項	企 業	債 権		2,287,000千円
第2項	雑	収 入		399,000千円
		支 出		
第1款	資 本 的	支 出		4,702,000千円
第1項	建 設 改 良	費 用		2,206,240千円
第2項	固 定 資 産	購 入 費		2,085千円
第3項	企 業 債	償 還 金		413,675千円
第4項	他 会 計	貸 付 金		100,000千円
第5項	投 資			1,980,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
維持補修費	令和7年度から令和8年度まで	103,000千円
上屋整備費	令和8年度	122,700千円
埠頭用地整備費	令和8年度	30,000千円
埠頭用地整備費	令和8年度から令和9年度まで	3,081,900千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	埠頭用地整備事業及びコンテナ埠頭整備事業
限 度 額	2,287,000千円
起債の方法	普通貸借又は債券発行
利 率	8.5%以内
償還の方法	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	496,971千円
-------	-----------

令和7年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

護岸整備	本體工	154メートル
------	-----	---------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入		
第1款	埋 立 事 業	収 益		3,909,000千円
第1項	営 業 外	収 益		408,669千円
第2項	特 別	利 益		3,500,331千円
		支 出		
第1款	埋 立 事 業	費 用		725,000千円
第1項	営 業	費 用		667,969千円
第2項	営 業 外	費 用		47,011千円
第3項	特 別	損 失		20千円
第4項	予 備	費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額933,000千円は、繰越工事資金899,000千円及び過年度分損益勘定留保資金34,000千円で補てんするものとする。）。

		収 入		
第1款	資 本 的 収 入			643,000千円
第1項	雑 収 入			572,385千円
第2項	貸 付 金 返 還 金 出			70,615千円
		支 出		
第1款	資 本 的 支 出			1,576,000千円
第1項	西 部 地 区 埋 立 事 業 費			620,800千円
第2項	南 5 区 埋 立 事 業 費			141,800千円
第3項	総 係 費			231,506千円
第4項	他 会 計 貸 付 金 出			500,000千円
第5項	雑 支 出			81,894千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(2) 各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 374,533千円

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産	種 類	名 称	数 量	処分の態様
	土 地	南部地区内	73,750平方メートル	譲 渡
	土 地	西部地区内	35,380平方メートル	譲 渡

名古屋港管理組合告示第10号

令和7年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た令和6年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。
令和7年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

令和6年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

令和6年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,408,038千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,516,894千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		8,095,725 ^{千円}	△ 375,762 ^{千円}	7,719,963 ^{千円}
	1 負担金	8,095,725	△ 375,762	7,719,963
2 使用料及び手数料		4,495,242	56,000	4,551,242
	1 使用料	4,495,232	56,000	4,551,232
3 国庫支出金		1,807,200	114,800	1,922,000
	1 国庫負担金	1,807,200	114,800	1,922,000
8 諸収入		2,399,073	△ 16,000	2,383,073
	4 特定施設整備収入	432,475	△ 16,000	416,475
9 組合債		8,490,000	1,629,000	10,119,000
	1 組合債	8,490,000	1,629,000	10,119,000
歳入合計		31,108,856	1,408,038	32,516,894

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		194,877 ^{千円}	△ 10,000 ^{千円}	184,877 ^{千円}
	1 議会費	194,877	△ 10,000	184,877
2 総務費		2,889,890	45,000	2,934,890
	1 総務管理費	2,817,846	45,000	2,862,846
3 企画調整費		995,888	10,000	1,005,888
	1 企画調整管理費	884,979	10,000	894,979
4 港営費		3,076,208	△ 10,000	3,066,208
	1 港営管理費	1,498,622	△ 10,000	1,488,622
5 建設費		17,066,993	1,562,013	18,629,006
	1 建設管理費	1,652,893	△ 15,000	1,637,893
	2 整備費	15,414,100	1,577,013	16,991,113
6 公債費		6,855,000	△ 188,975	6,666,025
	1 公債費	6,855,000	△ 188,975	6,666,025
歳出合計		31,108,856	1,408,038	32,516,894

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
3 企画調整費	2 調査費	基本計画調査費	千円 -	千円 21,700
5 建設費	2 整備費	港湾メンテナンス（港湾改修費）補助事業費	456,000	696,000
		港湾メンテナンス（統合）補助事業費	39,000	50,000
		緑地等施設整備交付金事業費	20,000	65,000
		港湾環境整備施設事業費	214,000	372,400
		海岸（連携）補助事業費	35,000	209,000
		高潮対策交付金事業費	336,000	1,047,000
		国直轄事業港湾管理者負担金	-	2,890,450

第3表 組合債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公共事業	千円 7,942,000	千円 1,629,000	千円 9,571,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	8,490,000	1,629,000	10,119,000			

名古屋港管理組合告示第11号

次の港湾施設は、令和7年4月1日から供用を開始する。

令和7年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 浮棧橋

名称	位置	材質	長さ	幅	深さ	型式
小型旅客船用 第4浮棧橋	名古屋市港区金城ふ頭 三丁目2番1地先	PCハイブリッド	メートル 30.00	メートル 7.00	メートル 2.71	平行式浮棧橋

名古屋港管理組合告示第12号

令和6年名古屋港管理組合告示第41号の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

3の表中

施設の種類	名称	位置
浮棧橋	荷役通船用浮棧橋	名古屋市港区港町（ガーデンふ頭小船溜り） （西側）
	外航通船用浮棧橋	名古屋市港区港町（ガーデンふ頭小船溜り） （東側）
	外航通船用第3浮棧橋	海部郡飛島村地先
	小型旅客船用浮棧橋	名古屋市熱田区神戸町1006番地先（堀川宮の渡し）
	小型旅客船用第2浮棧橋	名古屋市熱田区西町地先（堀川白鳥）
	小型旅客船用第3浮棧橋	名古屋市中区栄一丁目地先（堀川納屋橋）

を

施設の種類	名称	位置
浮棧橋	荷役通船用浮棧橋	名古屋市港区港町（ガーデンふ頭小船溜り） （西側）
	外航通船用浮棧橋	名古屋市港区港町（ガーデンふ頭小船溜り） （東側）
	外航通船用第3浮棧橋	海部郡飛島村地先
	小型旅客船用浮棧橋	名古屋市熱田区神戸町1006番地先（堀川宮の渡し）
	小型旅客船用第2浮棧橋	名古屋市熱田区西町地先（堀川白鳥）
	小型旅客船用第3浮棧橋	名古屋市中区栄一丁目地先（堀川納屋橋）
	小型旅客船用第4浮棧橋	名古屋市港区金城ふ頭三丁目2番1地先

に改める。

名古屋港管理組合告示第13号

平成16年名古屋港管理組合告示第31号（制限区域の設定）の一部を令和7年2月25日をもって次のように改正した。
令和7年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

1及び2の表金城ふ頭地区の項中「、63号岸壁、64号岸壁、65号岸壁、66号岸壁、67号岸壁」を削る。

名古屋港管理組合告示第14号

次の港湾施設は、令和7年4月1日から変更する。
令和7年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 係船岸壁

変更前

用途区分を定めた岸壁

名称	位置	延長	エプロン幅	水深	標準係船能力		備考
					船舶の総トン数	バース数	
3号岸壁	ガーデンふ頭南側	メートル 290	メートル 20	メートル 10	トン 20,000	バース 1	

変更後

用途区分を定めた岸壁

名称	位置	延長	エプロン幅	水深	標準係船能力		備考
					船舶の総トン数	バース数	
3号岸壁	ガーデンふ頭南側	メートル 290	メートル 20	メートル 10	トン 50,000	バース 1	岸壁西端から80mはドルフィン

名古屋港管理組合告示第15号

次の港湾施設は、令和7年4月1日から次のとおり変更する。

令和7年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 係船岸壁

変更前

用途区分を定めない岸壁

名称	位置	延長	エプロン幅	水深	標準係船能力		備考
					船舶の総トン数	バース数	
71号岸壁	金城ふ頭北側	メートル 450	メートル 10～15	メートル 5.5	トン 1,500	バース 5	

変更後

用途区分を定めない岸壁

名称	位置	延長	エプロン幅	水深	標準係船能力		備考
					船舶の総トン数	バース数	
71号岸壁	金城ふ頭北側	メートル 450	メートル 10～15	メートル 5.5	トン 1,500	バース 5	電力供給設備 三相200ボルト 125アンペア 2個

名古屋港管理組合告示第16号

次の港湾施設は、令和7年4月1日に廃止する。

令和7年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 道路

名称	位置	延長 (m)	幅員 (m)
木場金岡1号線	木場金岡ふ頭	1,110	20
木場金岡①号線	木場金岡ふ頭	650	20

訓 令

訓令第二号

組合内一般

課の組織の分掌事務規程（平成八年訓令第三号）の全部を改正する。
令和七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

課の組織の分掌事務規程

（政策調整課の組織及びその分掌事務）

第一条 政策企画部政策調整課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

一 政策調整係

- イ 国並びに愛知県及び名古屋市その他関係地方公共団体の名古屋港の開発整備に関する計画に係る連絡調整に関すること。
- ロ 重要施策の総合的な調整に関すること。
- ハ イ及びロのほか、名古屋港の開発整備及び重要施策に係る渉外その他連絡調整に関すること（建設部推進課推進係の主管に属することを除く。）。
- ニ 名古屋港審議会に関すること。
- ホ 部内の予算及び決算に関すること。
- ヘ 部内の事務事業の連絡調整に関すること。
- ト 部内の庶務に関すること。
- チ 部内他課の主管に属しないこと。

（企画創造課の組織及びその分掌事務）

第二条 政策企画部企画創造課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

一 企画創造係

- イ 名古屋港の開発整備及び管理運営に係る基本構想に関すること。
- ロ 重要施策の総合的な企画及び新たな施策の創造に関すること。
- ハ ロに係る国内及び外国港湾の情報収集及び分析に関すること。
- ニ 港湾経営に関する調査研究に関すること。
- ホ 名古屋四日市国際港湾株式会社の運営及び活動に係る調整に関すること。
- ヘ 統計センターの主管に属しないこと。

2 統計センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 港湾統計の作成及び解析に関すること。
- 二 港湾統計図書の編集及び発行に関すること。

（計画課の組織及びその分掌事務）

第三条 政策企画部計画課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

一 計画係

- イ 港湾計画その他の名古屋港の開発整備に係る基本計画に関すること（環境課環境係の主管に属することを除く。）。
- ロ 港湾脱炭素化推進計画に関すること（他部及び部内他課の主管に属することを除く。）。
- ハ 海岸保全施設の整備に係る基本計画に関すること。
- ニ 港湾区域、港湾隣接地域並びに臨港地区及びその分区の指定に関すること。
- ホ 海岸保全区域の指定に係る協議に関すること。
- ヘ 出願工事の計画審査に関すること。

（環境課の組織及びその分掌事務）

第四条 政策企画部環境課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

一 環境係

- イ 港湾環境整備施設その他港湾の環境の保全に関する施設の整備に係る基本計画に関すること。
- ロ 地球温暖化対策の実行計画に関すること。
- ハ エネルギーの使用の合理化に係る計画の作成及び報告に関すること。
- ニ 港湾区域内の水質その他港湾の環境の保全に係る調査に関すること。
- ホ 出願工事の環境保全審査に関すること。
- ヘ 名古屋港管理組合公害防止事業費負担審議会に関すること。
- ト 公害防止事業費事業費負担金に関すること。

（総務課の組織及びその分掌事務）

第五条 総務部総務課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務係

- イ 秘書に関すること。
- ロ 議会に関すること。
- ハ 監査委員との連絡に関すること。
- ニ 儀式及び褒賞に関すること。
- ホ 幹部会に関すること。
- ヘ 愛知県及び名古屋市との政策に係る連絡調整に関すること。
- ト 東京における関係機関及び各種団体等との連絡調整に関すること。

- チ 名古屋港管理組合本庁舎等整備事業の連絡調整に関すること（港湾部文化交流施設課文化交流施設係及び建設部開発課開発係の主管に属することを除く。）。
- リ 本庁舎及び庁用電話の管理に関すること。
- ヌ 部内の事務事業の連絡調整に関すること。
- ル 部内及び課内の庶務に関すること。
- ヲ 他部、部内他課及び課内他係の主管に属しないこと。

二 文書係

- イ 文書の收受並びに行政文書の発送及び保存に関すること。
- ロ 行政文書の形式審査に関すること。
- ハ 文書事務の指導及び改善に関すること。
- ニ 公印に関すること。
- ホ 公報の編集及び発行に関すること。
- ヘ 行政文書の公開に関すること。
- ト 個人情報保護に関すること。
- チ 行政資料の収集及び整備に関すること。
- リ 港湾利用者、県市民等の要望、相談等の処理及び連絡に関すること。

三 法規係

- イ 条例、議案、規則、訓令、訓等の規程類その他の法規文書の審査に関すること。
- ロ 公告式に関すること。
- ハ 訴訟行政不服審査（行政文書の公開及び個人情報保護に係る行政不服審査を除く。）その他の争訟に関すること。
- ニ 係争のおそれのある事件についての法的意見に関すること。
- ホ 例規類の編集及び発行に関すること。

（危機管理課の組織及びその分掌事務）

第六条 総務部危機管理課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

一 危機管理係

- イ 危機管理対策に係る企画及び実施の総合調整に関すること。
- ロ 名古屋港管理組合防災計画に関すること。
- ハ 名古屋港管理組合国民保護業務計画に関すること。
- ニ 港湾施設の保安対策に関すること。
- ホ 防災会議及び災害対策本部に関すること。
- ヘ 防災に係る情報システムの運用管理に関すること。
- ト 防災無線及び非常通信に関すること。
- チ 名古屋港管理組合の休日等を定める条例（平成三年名古屋港管理組合条例第七号）第二条第一項に規定する本組合の休日、夜間等における事故の初動活動に関すること。
- リ 危機管理に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- ヌ 課内の庶務に関すること。

（行政管理課の組織及びその分掌事務）

第七条 総務部行政管理課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

一 行政管理係

- イ 行政管理の総合的な企画及び調整に関すること。
- ロ 行政監察及び事務の執行状況に係る特命考査に関すること。
- ハ 組織に関すること。
- ニ 職員定数の設定に関すること。
- ホ 職務権限に関すること。
- ヘ 事務改善に係る調査及び指導に関すること。
- ト 職員提案に関すること。
- チ 課内の庶務に関すること。
- リ DX推進室の主管に属しないこと。

2 DX推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 デジタルトランスフォーメーションの推進に関する施策及びICTを活用した業務改革の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 デジタルトランスフォーメーションの推進及びICTの活用に係る相談、指導及び調整に関すること。
- 三 情報システムの開発及び運用管理に関すること。
- 四 情報セキュリティに関すること。

（職員課の組織及びその分掌事務）

第八条 総務部職員課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

一 人事係

- イ 職員の進退、賞罰、服務その他身分に関すること。
- ロ 職員定数の管理及び職員の配置に関すること。
- ハ 職員の採用に関すること。
- ニ 職員の勤務時間、休暇、職務専念義務免除等に関すること。
- ホ 職員の研修その他の能力開発に関すること。
- ヘ 職員の考査に関すること。

- ト 服務監察及び職員の服務に係る特命考査に関する事。
- チ 職員の賠償責任に関する事。
- リ 公平委員会の事務の委託に伴う愛知県人事委員会との連絡、協議等に関する事。
- ヌ 部内の人事及び課内の庶務に関する事。
- ル 課内他係の主管に属しない事。

一 給与係

- イ 給与制度の調査及び計画に関する事。
- ロ 給与に関する条例、規則その他の規程の制定改廃に関する事。
- ハ 職員の給与の管理に関する事。
- ニ 職員の給与に関する統計及び調査に関する事。
- ホ 職員の給与の予算要求及び支払に関する事。
- ヘ 部内の給与に関する事。
- ト 職員団体にに関する事。
- チ 被服給与に関する事。
- リ 職員の児童手当に関する事。
- ヌ 退職料、遺族扶助料等に関する事。

二 福利係

- イ 職員の福利厚生に関する事。
- ロ 職員の安全管理及び衛生管理に関する事。
- ハ 職員の公務災害補償に関する事。
- ニ 福利施設の管理に関する事。
- ホ 共済組合及び互助会に関する事。

(財政課の組織及びその分掌事務)

第九条 総務部財政課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

一 財政係

- イ 本組合の総合財政計画及び総合財政調査に関する事。
- ロ 一般会計及び特別会計の予算の編成、配当及び執行監督並びに企業会計の予算の調製に関する事。
- ハ 一般会計の予備費支出に関する事。
- ニ 組合債及び企業債に関する事。
- ホ 国庫補助金及び負担金の交付申請に関する事。
- ヘ 財政状況及び港湾整備事業の業務状況の公表に関する事。
- ト 部内の予算及び決算に関する事。
- チ 直轄事業負担金に関する事。
- リ 港湾財政収支報告に関する事。
- ヌ 決算統計報告に関する事。
- ル 特別とん護手税、地方交付税等の基礎資料に関する事。
- ヲ 外郭団体（本組合が出資し、又は財政的援助その他援助を与えている団体で、管理者が指定するものをいう。以下同じ。）の財政に係る指導及び監理に関する事。
- ワ 県市負担金に関する事。
- カ 課内の庶務に関する事。

(会計課の組織及びその分掌事務)

第十条 総務部会計課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

一 会計係

- イ 債権管理の総合調整に関する事。
- ロ 納入通知、督促及び滞納に関する事。
- ハ 会計の監督に関する事。
- ニ 一般会計及び特別会計の決算を監査委員の審査に付すること。
- ホ 指定金融機関等に関する事。
- ヘ 課内の庶務に関する事。
- ト 課内他係の主管に属しない事。

二 支出係

- イ 資金計画に関する事。
- ロ 他部及び部内他課に属しない支出事務に関する事。

三 用度係

- イ 物品（工食用機材及び工食用材料を除く。以下この号において同じ。）の需給計画及び規格統一に関する事。
- ロ 物品の購入、修繕、貸借、輸送及び交換、船舶の修繕並びに不用物品の処分の契約に関する事。
- ハ 物品の検収に関する事。
- ニ 一般会計の不用物品の処分に関する事。
- ホ 船舶等の保険契約に関する事。
- ヘ ロの契約に係る指名業者審査委員会に関する事。
- ト 第十六条第一号二からトまでの契約に係る入札の公告及び開札に関する事。
- チ 他部、部内他課及び課内他係に属しない契約事務及び物品事務に関する事。

(港営課の組織及びその分掌事務)

第十一条 港営部港営課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 庶務係
 - イ 港湾運送事業（検数事業等を除く。）についての意見の具申及び許可等の通知の受理に関する事。
 - ロ 港湾諸業の改善及び役務のあつせんに関すること。
 - ハ 船舶乗組員及び港湾労働者の福利厚生に関する事。
 - 二 港内業務の承認に関する事。
 - ホ 港湾環境整備負担金に関する事。
 - ヘ 名古屋港管理組合放置自動車廃物判定委員会に関する事。
 - ト 名古屋港鉄鋼埠頭株式会社及び名古屋港埠頭株式会社の運営及び活動に係る調整に関する事。
 - チ 部内の事務事業の連絡調整に関する事。
 - リ 部内及び課内の庶務に関する事。
 - ヌ 部内他課及び課内他係の主管に属しない事。
- 二 経理係
 - イ 部内一般会計の予算及び決算に関する事。
 - ロ 施設運営事業会計の財政計画及び財政調査に関する事。
 - ハ 施設運営事業会計の予算の作成及び執行並びに決算の作成に関する事。
 - ニ 施設運営事業の用に供する物品の取得及び処分に関する事。
 - ホ 施設運営事業会計の財務諸表に関する事。
 - ヘ 施設運営事業の業務状況説明書類の作成に関する事。
 - 三 運営係
 - イ 港湾施設の管理及び運営に関する事（文化交流施設課文化交流施設係、管財課管理第一係及び管理第二係並びに海務課海務係及び船席係の主管に属することを除く。）
 - ロ イに係る計画（政策企画部企画創造課企画創造係の主管に属するものを除く。）及び総合調整に関する事。
 - ハ 港湾施設（文化交流施設課文化交流施設係、管財課管理第一係及び管理第二係並びに海務課船席係の主管に属するものを除く。）の保安対策に関する事（総務部危機管理課危機管理係の主管に属することを除く。）
 - ニ 受変電施設その他の電気施設の管理に関する事（文化交流施設課文化交流施設係及び建設部建設事務所電気係の主管に属することを除く。）
 - ホ 電気設備の技術的保守点検に関する事（文化交流施設課文化交流施設係及び建設部建設事務所電気係の主管に属することを除く。）
 - ヘ 港湾施設使用料の調査に関する事。
 - ト 港湾料率表の作成及び公表に関する事。
 - チ 六大港湾協議会に関する事。
- （文化交流施設課の組織及びその分掌事務）

第十二条 港営部文化交流施設課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 文化交流施設係
 - イ ガーデンふ頭内の施設管理の総合調整に関する事。
 - ロ ガーデンふ頭内の港湾施設の管理及び運営に関する事（海務課海務係及び船席係の主管に属することを除く。）
 - ハ ガーデンふ頭内の係船岸壁における荷役作業に伴う規制に関する事。
 - ニ ガーデンふ頭内の岸壁離着船舶の立会いに関する事。
 - ホ ガーデンふ頭内の護岸、防波堤等の外郭施設及び臨港道路、橋りょう等の臨港交通施設並びに緑地その他港湾の環境を整備又は保全するための施設の維持管理に関する事。
 - ヘ ガーデンふ頭内の受変電施設その他の電気施設の管理に関する事。
 - ト ガーデンふ頭内の電気設備の技術的保守点検に関する事。
 - チ ガーデンふ頭内の観光文化施設の利用に係る動線管理の企画及び調整に関する事。
 - リ ガーデン緑園総合案内所の管理及び運営に関する事。
 - ヌ 公益財団法人名古屋みなと振興財団及び公益財団法人名古屋港緑地保全協会の運営及び活動に係る調整に関する事。
 - ル 外郭団体の事業の計画及び決算に関する書類の総括に関する事。
 - ヲ 基金の管理に関する事。
 - ワ 名古屋港水族館、名古屋港ポートビル、名古屋港湾会館及び臨港緑地の管理に関する事。
 - カ 海事思想普及施設の管理に関する事。
 - ヨ 課内の庶務に関する事。
- （みなと振興課の組織及びその分掌事務）

第十三条 港営部みなと振興課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 みなと振興係
 - イ 船舶、貨物及び企業の誘致その他名古屋港利用の推進に関する事。
 - ロ 港湾振興に関する調査に関する事。
 - ハ 外国港湾との親善及び提携に関する事。
 - ニ 外国港湾との情報交換に関する事。
 - ホ 外国港湾関係資料の収集に関する事（政策企画部企画創造課企画創造係の主管に属することを除く。）
 - ヘ 外国文書の作成及び翻訳並びに通訳に関する事。
 - ト 国際的儀礼及び外国人に対する接遇に関する事。
 - チ その他外事に関する事。

- リ 国際港湾協会及び公益社団法人日本港湾協会に関すること。
- ヌ 課内の庶務に関すること。
- ル 広報・にぎわい振興室の主管に属しないこと。
- 2 広報・にぎわい振興室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 広報活動の企画に関すること。
 - 二 広報資料の収集に関すること。
 - 三 刊行物、映像等による名古屋港の普及宣伝に関すること。
 - 四 報道機関との連絡に関すること。
 - 五 庁外向けホームページの管理に関すること。
 - 六 庁内広報紙に関すること。
 - 七 名古屋港の観光事業の振興及び広報に関すること。
 - 八 催事に関すること。
 - 九 港務艇の運航管理に関すること。

(管財課の組織及びその分掌事務)

第十四条 港営部管財課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 管財係
 - イ 公有財産の統轄に関すること。
 - ロ 公有財産の取得及び処分（施設運営事業の用に供するものの処分を含む。）に関すること（他部及び部内他課の主管に属することを除く。）。
 - ハ 国有財産の借受け及び管理受託に関すること。
 - ニ 本組合設立に伴う借受財産に係る連絡調整に関すること。
 - ホ 公有財産台帳に関すること。
 - ヘ 港湾台帳及び海岸保全区域台帳に関すること（建設部技術課技術係の主管に属することを除く。）。
 - ト 公有財産（船舶及び理立事業会計に属するものを除く。）の登記に関すること。
 - チ 部所管の土地の実態調査に関すること。
 - リ 公有財産に係る損害保険に関すること（他部及び部内他課の主管に属することを除く。）。
 - ヌ 損失補償基準に関すること。
 - ル 名古屋臨海鉄道株式会社の運営及び活動に係る調整に関すること。
 - ヲ 課内の庶務に関すること。
 - ワ 課内他係の主管に属しないこと。
- 二 管理第一係及び管理第二係（係別の所管区域及び分掌事務は、港営部長が総務部長に合議して定める。）
 - イ 行政財産及び普通財産の土地の管理及び運営に関すること。
 - ロ 中川運河及び中川運河周辺の港湾施設の管理及び運営に関すること。
 - ハ 護岸、防波堤等の外郭施設及び臨港道路、橋りょう等の臨港交通施設の管理に関すること。
 - ニ 緑地（文化交流施設課文化交流施設係の主管に属するものを除く。）その他港湾の環境を整備又は保全するための施設の管理に関すること。
 - ホ 理立事業の用に供する財産（物品を除く。）の管理に関すること。

(海務課の組織及びその分掌事務)

第十五条 港営部海務課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 管理係
 - イ 課内の庶務に関すること。
 - ロ 課内他係の主管に属しないこと。
- 二 海務係
 - イ 航路、泊地及び船だまり並びに係船岸壁その他の係留施設の管理に関すること（文化交流施設課文化交流施設係の主管に属することを除く。）。
 - ロ 海難防止に関すること。
 - ハ 港内の消火及び救難に関すること。
 - ニ 海図及び水路通報に関すること。
 - ホ 港湾区域内の漂流物その他の航行障害物の除去、水域の清掃その他汚染の防除（工事に係るものを除く。）に関すること（政策企画部環境課環境係の主管に属することを除く。）。
 - ヘ 公益社団法人名古屋清港会の運営及び活動に係る調整に関すること。
 - ト 所属船舶の管理に関すること（みなと振興課広報・にぎわい振興室の主管に属することを除く。）。
- 三 規制係
 - イ 港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制に関すること。
 - ロ 臨港地区内における行為の届出等に関すること。
 - ハ 臨港地区内の分区における構築物の規制に関すること。
 - ニ 海岸保全区域内における行為の規制等に関すること。
 - ホ イからニまでに係る出願工事の審査及びその統轄に関すること。
 - ヘ 港湾区域内の公有水面の埋立免許に関すること。
- 四 船席係
 - イ 船舶の入出港届の受理に関すること。
 - ロ 係船岸壁その他の係留施設の運営に関すること（文化交流施設課文化交流施設係の主管に属することを除く。）。
 - ハ 係船岸壁における荷役作業に伴う規制に関すること（文化交流施設課文化交流施設係の主管に属することを除く。）。

- ニ 入港船の船席指定に関する事。
- ホ 入出港船舶の係離及び誘導に関する事。
- ハ 岸壁離着船舶の立会いに関する事（文化交流施設課文化交流施設係の主管に属することを除く。）
- ト 無線通信に関する事。
- チ 無線通信施設及び国際VHF無線電話施設の管理に関する事。
- リ 入出港船舶の監視及び動静把握に関する事。
- ヌ 信号施設の管理に関する事。

（建設課の組織及びその分掌事務）

第十六条 建設部建設課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

一 庶務係

- イ 一般会計に属する部所管公有財産の管理及びその統轄に関する事。
- ロ 埋立事業の用に供する財産（仮設備及び物品を除く。）の取得及び処分に関する事。
- ハ 埋立事業会計に属する造成中の埋立地の管理の統轄に関する事。
- ニ 工事及び製造の契約に関する事（総務部会計課用度係の主管に属することを除く。）
- ホ 地質調査、設計、測量等の委託契約に関する事（総務部会計課用度係の主管に属することを除く。）
- ハ 工事用機材及び工事用材料の契約に関する事（総務部会計課用度係の主管に属することを除く。）
- ト その他技術的検査を要する契約に関する事（総務部会計課用度係の主管に属することを除く。）
- チ ニからトまでの契約に係る指名業者審査委員会に関する事。
- リ 部所属の事務所に関する事。
- ヌ 部内の事務事業の連絡調整に関する事。
- ル 部内の庶務に関する事。
- ヲ 課内の庶務に関する事（設計第一係の主管に属することを除く。）
- ワ 部内他課及び課内他係の主管に属しない事。

二 経理係

- イ 部内一般会計の予算及び決算に関する事。
- ロ 埋立事業会計の財政計画及び財政調査に関する事。
- ハ 埋立事業会計の予算の作成及び執行並びに決算の作成に関する事。
- ニ 埋立事業の用に供する仮設備及び物品の取得並びに処分に関する事。
- ホ 埋立事業会計の財務諸表に関する事。
- ハ 埋立事業の業務状況説明書類の作成に関する事。

三 設計第一係

- イ 土木工事（しゅんせつ工事、埋立地造成工事、造園工事その他これらに類する工事を含む。以下同じ。）の施行手続に関する事。
- ロ 土木工事の設計の指導に関する事。
- ハ 土木工事の設計に係る技術上の調査に関する事。
- ニ 出願工事（土木工事に係る部分に限る。ホにおいて同じ。）の設計審査に関する事。
- ホ 出願工事の部内事務所における技術審査の統轄に関する事。
- ハ 設計第一係、設計第二係、技術第一係、技術第二係及び技術第三係の庶務に関する事。

四 設計第二係

- イ 建築工事（建物及びその附帯設備の建築、修繕、模様替え及び解体撤去に係る工事をいう。）並びに船舶の製造、機械器具、機械設備、電気設備及び電気通信設備に係る工事（以下「建築、船舶、機械及び電気関係工事」という。）の施行手続に関する事。
- ロ 建築、船舶、機械及び電気関係工事の設計の指導に関する事。
- ハ 建築、船舶、機械及び電気関係工事の設計に係る技術上の調査に関する事。
- ニ 出願工事（建物、機械器具、機械設備及び電気設備に係る工事の部分に限る。ホにおいて同じ。）の設計審査に関する事。
- ホ 出願工事の部内事務所における技術審査の統轄に関する事。
- ハ 技術第三係の主管に属しない事。

五 技術第一係及び技術第二係（係別の分掌事務は、建設部長が総務部長に合議して定める。）

- イ 土木工事の予算資料に関する事。
- ロ 土木工事の施行に伴う技術上の調査及び指導に関する事。
- ハ 土木工事の実設計の審査に関する事。
- ニ 土木工事の監理に関する事。
- ホ 土木工事の国費補助申請手続に関する事。

六 技術第三係

- イ 建築、船舶、機械及び電気関係工事の予算資料に関する事。
- ロ 建築、船舶、機械及び電気関係工事の施行に伴う技術上の調査及び指導に関する事。
- ハ 建築、船舶、機械及び電気関係工事の実設計の審査に関する事。
- ニ 建築、船舶、機械及び電気関係工事の監理に関する事。
- ホ 建築、船舶、機械及び電気関係工事の国費補助申請手続に関する事。

（推進課の組織及びその分掌事務）

第十七条 建設部推進課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

一 推進係

- イ 名古屋港の開発整備に係る実施計画に関する事。
- ロ 海岸保全施設の整備に係る実施計画に関する事。
- ハ 埋立地の造成に係る実施計画に関する事。
- ニ 公有水面の埋立免許の取得に関する事。
- ホ 課内の庶務に関する事。

(開発課の組織及びその分掌事務)

第十八条 建設部開発課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

一 開発係

- イ ガーデンふ頭の再開発及び金城ふ頭の開発の立案及び事業化の推進並びにこれらに伴う関係機関等との連絡調整、補償その他渉外に関する事。
- ロ 中川運河再生計画に関する事(他部及び部内他課の主管に属することを除く)。
- ハ 名古屋港管理組合本庁舎等整備事業に係る日本庁舎敷地活用事業に関する事(総務部総務課庶務係の主管に属することを除く)。
- ニ 海浜に関する事業の調査研究その他渉外に関する事。
- ホ 南五区(第二期計画)の事業化の推進、実施計画及び環境影響評価並びにこれらに伴う関係機関等との連絡調整、補償その他渉外に関する事。
- へ 課内の庶務に関する事。

(技術課の組織及びその分掌事務)

第十九条 建設部技術課の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

一 技術係

- イ 技術的事項の改善に関する事。
- ロ 設計及び積算のシステム化に関する事。
- ハ 港湾施設及び海岸保全施設の技術的調査及び測量並びに技術的保守点検の統轄に関する事。
- ニ 潮位、潮流、波浪その他の気象観測に関する事。
- ホ 検潮所の管理に関する事。
- へ 港湾台帳及び海岸保全区域台帳に係る技術事項の処理に関する事。
- ト 土地の測量に係る技術事項の処理に関する事。
- チ 港湾施設等の維持管理に係る計画に関する事。
- リ 課内の庶務に関する事。
- ヌ 検査室の主管に属しない事。

2 検査室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 工事に係る技術事項の処理基準の設定に関する事。
- 二 工事検査に係る事務手続に関する事。
- 三 工事及び製造の契約に伴う検査に関する事。
- 四 地質調査、設計、測量等の委託契約に伴う検査に関する事。
- 五 工食用機材及び工食用材料の検収に関する事。

(異例の事務)

第二十条 特別又は緊急の必要があるときは、前各条の規定にかかわらず事務を処理させることができる。

(事務主管の決定)

第二十一条 課内の主管が明らかでないときは、課長が決定する。

(職員の係配属)

第二十二条 職員(主任、主事、技師、海技士、信号士及び運転士をいう)の係配属は、所管の課長がこれを命ずる。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

訓令第三号

組合内一般

事務所規程(平成八年訓令第四号)の全部を改正する。

令和七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

事務所規程

(事務所の設置)

第一条 建設部に次の事務所を置く。

建設事務所

(建設事務所)

第二条 建設事務所においては、次の事務をつかさどる。

- 一 土木工事(しゅんせつ工事、埋立地造成工事、造園工事その他これらに類する工事を含む)の施行に関する事。
- 二 造成中の埋立地の管理に関する事。
- 三 廃船その他沈没物の除去の工事の施行に関する事。
- 四 水路測量その他深淺測量に関する事。
- 五 出願工事の技術審査に関する事。
- 六 建築工事(建物及びその附帯設備の建築、修繕、模様替え及び解体撤去に係る工事をいう)の施行に関する事。

- 七 船舶の製造、機械器具及び機械設備に係る工事の施行に関する事。
- 八 機械器具及び機械設備の技術的保守点検に関する事。
- 九 船舶の製造、機械器具及び機械設備の法定検査に関する事。
- 十 電気設備及び電気通信設備に係る工事の施行に関する事。
- 十一 前号の工事に伴う法定検査に関する事。
- 十二 中川運河の水位並びに中川運河ポンプ施設、中川運河通船門並びに堀川口防潮水門及び同附属ポンプ施設の管理に関する事。

(事務所の建物等の保守管理)

第三条 事務所に所属する建物及びその敷地並びに機械器具は、事務所で保守管理しなければならない。

(異例の事務)

第四条 特別又は緊急の必要があるときは、前二条の規定にかかわらず事務所の分掌事務以外の事務を処理させることができる。

(事務主管の裁定)

第五条 事務の主管が明らかでないときは、部内にあつては部長が決定し、部間にあつては管理者の裁定を受けなければならない。

(係等の設置)

第六条 事務所の事務を分担させるため事務所に係を置く。

- 2 建設事務所に運河河川管理センターを置く。

(事務所長等の設置)

第七条 事務所に事務所長、係に係長を置く。

- 2 運河河川管理センターに建設部建設事務所運河河川管理センター長を置く。
- 3 事務所に副所長若しくは主幹又は担当係長若しくは主査を置くことができる。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

訓令第四号

組合内一般

事務所の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第五号)の全部を改正する。

令和七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

事務所の組織の分掌事務規程

(建設事務所の組織及びその分掌事務)

第一条 建設部建設事務所の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 技術第一係、技術第二係及び技術第三係(係別の所管区域及び分掌事務は、建設部長が総務部長に合議して定める。)
 - イ 土木工事(しゅんせつ工事、埋立地造成工事、造園工事その他これらに類する工事を含む。)の施行に関する事。
 - ロ 堀川、新堀川及び中川運河の護岸、堤防等の附属土木施設の工事の施行に関する事。
 - ハ 造成中の埋立地の管理に関する事。
 - ニ 廃船その他沈没物の除去工事の施行に関する事。
 - ホ 水路測量その他深淺測量に関する事。
 - ヘ 出願工事の技術審査に関する事(建築係、機械係及び電気係の主管に属することを除く。)
 - ト 事務所所管工事(技術第一係、技術第二係及び技術第三係の主管に属することに限る。)に係る工事用材料に関する事(技術第一係に限る。)
 - チ 所属建物及びその敷地(技術第一係、技術第二係及び技術第三係の主管に属するものに限る。)の管理に関する事(技術第一係に限る。)
 - リ 事務所内の庶務に関する事(建築係の主管に属することを除く。)(技術第一係に限る。)
 - ヌ 事務所内他係及び運河河川管理センターの主管に属しないこと(技術第一係に限る。)
- 二 建築係
 - イ 建築工事(建物及びその附帯設備の建築、修繕、模様替え及び解体撤去に係る工事をいう。)の施行に関する事。
 - ロ 建物に係る出願工事の技術審査に関する事。
 - ハ 事務所所管工事に係る工事用機材に関する事。
 - ニ 事務所所管工事(建築係、機械係、電気係及び運河河川管理センターの主管に属することに限る。)に係る工事用材料に関する事。
 - ホ 所属建物及びその敷地(建築係、機械係、電気係及び運河河川管理センターの主管に属するものに限る。)の管理に関する事。
 - ヘ 建築係、機械係、電気係及び運河河川管理センターの庶務に関する事。
- 三 機械係
 - イ 機械器具及び機械設備(以下「機械器具等」という。)並びに船舶の製造に係る工事の施行に関する事(運河河川管理センターの主管に属することを除く。)
 - ロ 機械器具等の技術的保守点検に関する事(運河河川管理センターの主管に属することを除く。)
 - ハ 機械器具等及び船舶の製造の法定検査に関する事。
 - ニ 機械器具等に係る出願工事の技術審査に関する事。
- 四 電気係

- イ 電気設備及び電気通信設備に係る工事の施行に関すること（運河河川管理センターの主管に属することを除く。）。
- ロ イの工事に伴う法定検査に関すること。
- ハ 電気設備に係る出願工事の技術審査に関すること。
- 2 運河河川管理センターの分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 中川運河の水位に関すること。
 - 二 中川運河ポンプ施設、中川運河通船門並びに堀川口防潮水門及び同附属ポンプ施設（次号において「ポンプ施設等」という。）の操作、技術的保守点検その他管理に関すること。
 - 三 ポンプ施設等及び防潮扉の維持修繕及び補修工事の施行に関すること。
 - 四 防潮扉の技術的保守点検に関すること。

（異例の事務）

第二条 特別又は緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず事務を処理させることができる。

（事務主管の決定）

第三条 事務所内の主管が明らかでないときは、事務所長が決定する。

（職員の係配属）

第四条 職員（主任、主事、技師、海技士及び運転士をいう。）の係配属は、事務所長がこれを命ずる。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

訓令第五号

組合内一般

組織体制の見直しに伴う関係訓令の整備に関する規程を次のように定める。

令和七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

組織体制の見直しに伴う関係訓令の整備に関する規程

（名古屋港管理組合公印取扱規程の一部改正）

第一条 名古屋港管理組合公印取扱規程（昭和三十六年訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「（室長を含む。以下同じ。）」を削る。

別表部（室）長印の項中「部（室）長印」を「部長印」に、「及び企画調整室担当課長（調整担当）」を「（建設部にあつては建設部担当課長（管理担当）」に改め、同表担当部長長印の項及び担当課長長印の項中「及び企画調整室担当課長（調整担当）」を「（建設部にあつては建設部担当課長（管理担当）」に改める。

別記様式第四号中「表（密）封」を「表封」に改める。

（名古屋港管理組合安全管理規程の一部改正）

第二条 名古屋港管理組合安全管理規程（昭和二十九年訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「事務所長」の下に「建設部担当課長（施設工事担当）」を加える。

第六条第一項中「企画調整室担当課長（環境担当）」を「政策企画部環境課長」に改める。

（名古屋港管理組合職員服務基本規程の一部改正）

第三条 名古屋港管理組合職員服務基本規程（昭和二十九年訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第八号及び様式第九号中「所風票（密）封」を「所風票封」に改める。

（工事施行規程の一部改正）

第四条 工事施行規程（昭和二十九年訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「建設部担当部長（総合開発担当）」を「建設部担当部長（開発担当）」に改める。

第十一条第三項第三号中「係長」の下に「主任」を加える。

第三十六条第二項中「技師」を「主任又は技師」に改める。

第四十五条第二項中「室長、理事」を「理事」に改め、「又は室」を削り、「係長」の下に「主任」を加える。

様式第十五号、様式第十七号から様式第二十号まで、様式第二十二号その二、様式第二十四号その二及び様式第二十五号の二その二中「建設部出立票封（総合開発出立）」を「建設部出立票封（開発出立）」に改める。

（名古屋港管理組合監察規程の一部改正）

第五条 名古屋港管理組合監察規程（昭和四十年訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項及び第四項中「室長」を削る。

（名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改正）

第六条 名古屋港管理組合事務決裁規程（昭和四十年訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第十号及び第十一号の二中「室長」を削る。

第四条第一項中「室長」を削り、「別表第二一企画調整室の表」を「別表第二一政策企画部の表」に改め、同条第二項中「並びに別表第四一港営部の表及び二建設部の表」を削り、同条第四項中「予算主管課に置かれる課長補佐」を「政策企画部政策調整課課長補佐、総務部財政課課長補佐、港営部港営課課長補佐及び建設部建設課課長補佐（管理担当）（以下「予算主管課に置かれる課長補佐」という。）」に改め、同条第七項中「港営部担当部長（関連事業担当）」を「港営部担当部長（文化交流施設担当）」に改め、「建設部担当部長（技術調整担当）」は同表四の二建設部の表に掲げる事項をそれぞれ削り、同条第九項を次のように改める。

9 前項に規定するもののほか、港営部担当課長（施設運営事業会計担当）は別表第二三の三港営部の表に掲げる事項を、港営部担当課長（広報・にぎわい振興担当）は同表三の四港営部の表に掲げる事項を、港営部担当課長（規制担当）は同表三の五港営部の表に掲げる事項を、建設部担当課長（管理担当）は同表四の二建設部の表に掲げる事項を、建設部

担当課長（工事契約担当）は同表四の二建設部の表に掲げる事項を、建設部担当課長（埋立事業会計担当）は同表四の四建設部の表に掲げる事項を、建設部担当課長（施設担当）は同表四の五建設部の表に掲げる事項を、建設部担当課長（施設工事担当）は別表第四一建設部の表に掲げる事項を、建設部担当課長（運河河川管理担当）は同表一の二建設部の表に掲げる事項をそれぞれ専決するものとする。

第七条第二項中「室長」を削り、同条第三項中「又は室」及び「室長」を削る。

別表第一（共通事務）の表専任副管理者専決事項の欄第九号及び第十一号中「室長」を削り、同表部長及び室長専決事項の欄中「及び室長」を削り、同欄第九号中「室長」を削り、同欄第三十八号を同欄第三十九号とし、同欄第十三号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第十二号の次に次の一号を加える。

十三 所属職員自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇に関する事。

別表第一（共通事務）の表次長専決事項の欄中「及び室長」を削り、同表課長専決事項の欄第四号中「主事」を「主任、主事」に改め、同欄第六号中「こと」の下に「（部長専決事項第十三号に掲げるものを除く。）」を加える。

別表第一の二（共通事務）の表危機管理監及び担当部長専決事項の欄第二十九号を第三十号とし、第十一号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 所属職員自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇に関する事。

別表第一の二（共通事務）の表担当課長専決事項の欄第三号中「主事」を「主任、主事」に改め、同欄第五号中「こと」の下に「（危機管理監及び担当部長専決事項第十一号に掲げるものを除く。）」を加える。

別表第一の四（共通事務）の表第一号中「主事」を「主任、主事」に改める。

別表第二（個別事務）の表一企画調整室の表を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

（個別事務）

一 政策企画部

区分	部長専決事項	課長専決事項
企画創造課	一 港湾統計に関する事。 二 港湾統計図書の編集及び発行に関する事。	
計画課	一 出願工事の計画審査に関する事。	
環境課	一 港湾区域内の水質その他港湾の環境の保全に係る調査に関する事。 二 出願工事の環境保全調査に関する事。	一 水質及び底質の分析及び試験に関する事。

別表第二（個別事務）の表一の二企画調整室の表を削る。

別表第二（個別事務）の表二総務部の表総務課の項部長専決事項の欄第五号から第八号までを削り、同項課長専決事項の欄第六号及び第七号を削り、同表職員課の項専任副管理者専決事項の欄第二号中「室長」を削り、同欄第三号中「職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同欄第四号中「室長」を削り、同項部長専決事項の欄第十五号を同欄第十六号とし、同欄第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第九号中「室長」を削り、同号を同欄第十号とし、同欄第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第四号の次に次の一号を加える。

五 会計年度任用職員の任用に関する事。

別表第二（個別事務）の表二総務部の表職員課の項課長専決事項の欄第二号中「室長」を削る。

別表第二（個別事務）の表二総務部の表会計課の項課長専決事項の欄第一号、第二号及び第七号中「室並びに」を削る。

別表第二（個別事務）の表一の二総務部の表を削る。

別表第二（個別事務）の表三港営部の表港営課の項部長専決事項の欄第五号中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同欄第九号から第二十六号までを削り、同項課長専決事項の欄第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 荷役機械の操縦者の承認に関する事。

十二 電気設備及び電気通信設備の保守、点検及び修理に関する事。

別表第二（個別事務）の表三港営部の表港営課の項課長専決事項の欄第十三号及び第十四号を削り、同項の次に次のように加える。

文化交流施設課	一 ガーデンふ頭内の港湾施設の専用使用の許可並びに当該施設内における工作物設置の許可及び承認に関する事。 二 基金の管理に関する事。 三 名古屋港水族館、名古屋港ポートビル及び名古屋	一 ガーデンふ頭内の港湾施設の一般使用及び軽易な専用使用に係る許可及び措置命令に関する事。 二 ガーデンふ頭内の港湾施設内における軽易な工作物設置の許可及び承認に関する事。 三 ガーデンふ頭内の港湾
---------	---	---

	<p>港湾会館の管理に関する こと。</p> <p>四 臨港緑地の管理に 関すること。</p> <p>五 ガーデン緑園総合 案内所の管理及び運 営に関すること。</p> <p>六 海事思想普及施設 の管理に関するこ と。</p>	<p>施設内における禁止 行為の許可に関する こと。</p> <p>四 ガーデンふ頭内の 港湾施設に係る工作 物設置に対する検 査に関すること。</p> <p>五 ガーデンふ頭内の 港湾施設の使用 者に対する原状回 復の検査に関する こと。</p> <p>六 ガーデンふ頭内の 港湾施設使用者の 代理人に関するこ と。</p> <p>七 軽易な基金の管 理に関すること。</p> <p>八 軽易な海事思想 普及施設の管理に 関すること。</p>
--	--	--

別表第二（個別事務）の表三港営部の表誘致推進課の項を次のように改める。

みなと振興課	<p>一 広報映画及び広報 写真の製作に関す ること。</p> <p>一 名古屋港要覧、広 報、なごや港、そ の他広報刊行物の 作成に関するこ と。</p> <p>二 報道機関及び宣 伝機関に対する連 絡に関するこ と。</p> <p>四 前三号に掲げる もののほか、広報 活動の企画及び 運営に関するこ と。</p>	<p>一 翻訳、通訳等に 関すること。</p> <p>一 広報に係る軽易 なパンフレット類 の作成に関する こと。</p> <p>二 前号に掲げるも ののほか、軽易な 広報活動に関す ること。</p>
--------	---	--

別表第二（個別事務）の表三港営部の表管財課の項部長専決事項の欄第三号中「臨港緑地」を「緑地」に改め、同表海務課の項部長専決事項の欄に次の十三号を加える。

- 五 港湾法第三十七条第一項の規定による同項第一号から第四号までに掲げる行為の許可及び同条第三項の規定による許可に代わる協議に関すること。
- 六 港湾法第五十五条の二の二の規定による他人の土地への立入り等に関すること。
- 七 海岸法（昭和三十二年法律第百一号）第七条第一項及び第八条第一項の規定による占用等の許可並びに同法第十二条第一項及び第二項の規定による許可の取消し等に関すること。
- 八 海岸法第十三条第一項及び第二項の規定による工事の設計及び実施計画の承認等に関すること。
- 九 海岸法第十八条第一項の規定による他人の土地への立入り等に関すること。
- 十 海岸法第二十条第一項の規定による報告、立入り等に関すること。
- 十一 海岸法第二十一条第一項及び第二項の規定による措置命令に関すること。
- 十二 名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第九号）第三条ただし書の規定による許可に関すること。
- 十三 出願工事の審査に関すること。
- 十四 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号。以下「埋立法」という。）第三条第一項の規定による地元市町村長の意見の徴取に関すること。
- 十五 埋立法第十四条第一項の規定による他人の土地への立入許可に関すること。
- 十六 埋立法第二十三条第一項ただし書の規定による工作物設置の許可に関すること。
- 十七 埋立法第二十七条第一項の規定による許可に関すること（埋立法第二条第三項第四号の規定による書面に記載された処分への許可に限る。）。

別表第二（個別事務）の表三港営部の表海務課の項課長専決事項の欄に次の二号を加える。

- 三 名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例（平成十二年名古屋港管理組合条例第六号）第五条の規定による指示及び原状回復の検査に関すること。
- 四 港湾法第五十五条の二の二第四項並びに海岸法第十八条第四項及び第二十条第二項の規定による証明書等の交付に関すること。

別表第二（個別事務）の表三の二港営部の表港営部担当部長（関連事業担当）専決事項の欄中「港営部担当部長（関連事業担当）」を「港営部担当部長（文化交流施設担当）」に改め、同表港営部担当課長（関連事業担当）専決事項の欄を削る。

別表第二（個別事務）の表三の三港営部の表の次に次の二表を加える。

三の四 港営部

港営部担当課長（広報・にぎわい振興担当）専決事項
一 広報に係る軽易なパンフレット類の作成に関する事。 二 前号に掲げるもののほか、軽易な広報活動に関する事。

三の五 港営部

港営部担当課長（規制担当）専決事項
一 名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例第五条の規定による指示及び原状回復の検査に関する事。 二 港湾法第五十五条の二の二第四項並びに海岸法第十八条第四項及び第二十条第二項の規定による証明書等の交付に関する事。

別表第二（個別事務）の表四建設部の表管理課の項中「管理課」を「建設課」に改め、同項専任副管理者専決事項の欄に次の二号を加える。

- 六 一件の金額九千万円以上四億円未満の土木工事、建築工事及び製造の施行決定に関する事。
- 七 前号の規定に基づき専決のあつた土木工事、建築工事及び製造の施行決定の変更（金額の増減が割以上で、かつ、変更後の金額が四億円未満のものに限る。）に関する事。

別表第二（個別事務）の表四建設部の表管理課の項部長専決事項の欄に次の五号を加える。

- 八 一件の金額九百万円以上九千万円未満の土木工事、建築工事及び製造の施行決定に関する事。
- 九 専任副管理者の専決のあつた土木工事、建築工事及び製造の施行決定の変更（金額の増減が割未満で、かつ、変更後の金額が四億円未満のものに限る。）に関する事。
- 十 出願工事の設計審査に関する事。
- 十一 土木工事、建築工事及び製造の既施行部分の使用に関する事。
- 十二 港湾地質調査に関する事。

別表第二（個別事務）の表四建設部の表管理課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

- 十五 一件の金額九百万円未満の土木工事、建築工事及び製造の施行決定に関する事。

別表第二（個別事務）の表四建設部の表技術管理課の項中「技術管理課」を「技術課」に改め、同表工事課の項を削る。

別表第二（個別事務）の表四の二建設部の表を次のように改める。

四の二 建設部

建設部担当課長（管理担当）専決事項
一 歳出予算の一件の金額百八十万円未満の額に係る節の流用に関する事。 二 歳入の調定に関する事。 三 収入命令及び支出命令に関する事。 四 給与、共済費、児童手当、在勤地及び付近地の旅行に係る旅費並びに退職料の支出負担行為に関する事。 五 光熱水費、電信電話料、保険料等の定例的経費の支出負担行為に関する事。 六 一件の金額九百万円未満の工事及び製造の支出負担行為に関する事。 七 別表第一中予算主管課長に係る課長専決事項に定めるもののほか、一件の金額百八十万円未満の支出負担行為に関する事。 八 債権の管理に関する事。 九 資金前渡員の指定に関する事。 十 軽易な埋立事業会計に属する土地の境界立会いに関する事。 十一 一件の金額百八十万円未満の契約に係る指名競争入札参加者の指名選定に関する事。 十二 港湾法第五十五条の二の二第四項及び海岸法第十八条第四項の規定による証明書等の交付に関する事。

別表第二（個別事務）の表四の五建設部の表中「建設部担当課長（施設工事担当）」を「建設部担当課長（施設担当）」に改める。

別表第二の二（個別事務）の表中「別表第二の二企画調整室担当課長（調整担当）」を「別表第二四の二建設部の表の建設部担当課長（管理担当）」に改める。

別表第三（共通常務）の表第一号中「主事」を「主任、主事」に改め、同表第三号中「こと」の下に「（自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇に関する事を除く。）」を加え、同表に次の五号を加える。

- 六 電気設備の保守、点検及び修理に関する事。
- 七 中川運河の水位調節に関する事。
- 八 中川運河ポンプ施設の運転操作に関する事。
- 九 堀川口防潮水門の操作に関する事。

- 十 中川運河通船門の操作及び使用に関すること。
- 別表第四（個別事務）の表を次のように改める。

別表第四（第四条関係）
（個別事務）

一 建設部

建設部担当課長（施設工事担当）専決事項
<ul style="list-style-type: none"> 一 電気設備の保守、点検及び修理に関すること。 二 中川運河の水位調節に関すること。 三 中川運河ポンプ施設の運転操作に関すること。 四 堀川口防潮水門の操作に関すること。 五 中川運河通船門の操作及び使用に関すること。

一の二 建設部

建設部担当課長（運河河川管理担当）専決事項
<ul style="list-style-type: none"> 一 電気設備（建設事務所運河河川管理センターの主管に属することに限る。）の保守、点検及び修理に関すること。 二 中川運河の水位調節に関すること。 三 中川運河ポンプ施設の運転操作に関すること。 四 堀川口防潮水門の操作に関すること。 五 中川運河通船門の操作及び使用に関すること。

（事務改善委員会規程の一部改正）

第七条 事務改善委員会規程（昭和四十年訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び室長」を削る。

第五条第一項第二号中「（室を含む。以下同じ。）」を削り、「企画調整室担当課長（調整担当）を含む。」を「建設部にあつては建設部担当課長（管理担当）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 専門委員は、参事又は課長、担当課長若しくは事務所長の職にある者（前項第二号及び第三号に規定する者を除く。）のうちから管理者が任命する。

（土地貸付審査委員会規程の一部改正）

第八条 土地貸付審査委員会規程（昭和四十五年訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「並びに部長及び室長」を「及び部長」に改める。

第五条第一項第一号中「企画調整室長」を「政策企画部長」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 政策企画部企画創造課長及び政策企画部計画課長

第五条第一項第四号を次のように改める。

四 建設部担当課長（管理担当）及び建設部推進課長

第七条第一項中「又は室長（以下「部長等」という。）」を削り、同項第三号八中「所管部長等」を「所管部長」に改める。

（被服貸与規程の一部改正）

第九条 被服貸与規程（昭和四十六年訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表類別第七号中「施設事務所」を「施設事務所」に改め、同表類別第十号中「施設喫食設備管理課兼茶室管理課」を「施設喫食設備課」に改める。

（名古屋港管理組合職員衛生管理規程の一部改正）

第十条 名古屋港管理組合職員衛生管理規程（昭和五十年訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表四の項中「（室を含む。以下同じ。）」を削り、「企画調整室担当課長（調整担当）を含む。」を「建設部にあつては建設部担当課長（管理担当）」に改め、同表五の項中「事務所長及び」を「事務所長、建設部担当課長（施設工事担当）及び」に改める。

（指名業者審査委員会規程の一部改正）

第十一条 指名業者審査委員会規程（昭和五十一年訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「建設部担当部長（技術調整担当）」を「建設部次長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第四条、第八条関係）

審査事項の区分	委員長	委員	庶務
一 物品契約に係る審査事項の場合	総務部長 ただし、名古屋港管理組合事務決裁規程（昭和四十年訓	政策企画部政策調整課長、総務部財政課長、総務部会計課長、港営部港営課長及び建設	総務部会計課

	令第七号)の規定により総務部次長及び総務部会計課長の専決事項とされる指名選定にあつては総務部次長	部担当課長(管理担当)	
一 工事契約に係る審査事項の場合	建設部長 ただし、建設部長が検査命令者となる契約の指名選定にあつては建設部担当部長(開発担当)	建設部次長、建設部担当課長(工事契約担当)、建設部建設課長、建設部担当課長(施設担当)及び政策企画部企画創造課長、政策企画部計画課長又は政策企画部環境課長のうち政策企画部長が指名する一人	建設部建設課

(名古屋港管理組合職員研修規程の一部改正)

第十二条 名古屋港管理組合職員研修規程(昭和六十二年訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「主事」を「主任、主事」に改める。

(名古屋港管理組合不当要求行為等対策規程の一部改正)

第十三条 名古屋港管理組合不当要求行為等対策規程(平成二十四年訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び室」を削り、同条第二項中「及び室」を削り、「総務部のリーダーにあつては、総務部行政管理課長」を「総務部のリーダーにあつては総務部行政管理課長、建設部のリーダーにあつては建設部担当課長(管理担当)」に改め、同条第四項中「又は室」を削る。

第六条第三項及び第四項中「又は室」を削る。

第七条第二項第二号中「部室間」を「部間」に改め、同条第三項中「部及び室の長」を「部長」に改める。

第十条中「又は室」を削る。

(名古屋港管理組合行政文書管理規程の一部改正)

第十四条 名古屋港管理組合行政文書管理規程(令和四年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「(名古屋港管理組合事務部局組織規則(平成八年名古屋港管理組合規則第十一号)第一条第一項に規定する組織を含む。)」を削り、同条第六号中「(企画調整室担当課長(調整担当)、企画調整室担当課長(企画担当)、企画調整室担当課長(計画担当)及び企画調整室担当課長(環境担当)を含む。)」を削る。

別記二七(二)中「、城廻り」を削り、同別記二七(三)中「、城廻」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の各規程の規定に基づいて作成されている用紙は、この訓令による改正後の各規程(以下「改正後の各規程」という。)の規定にかかわらず、当分の間、改正後の各規程の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

(調整規定)

- 3 この訓令及び工事施行規程の一部を改正する規程(令和六年訓令第三号)に同一の訓令の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該訓令の規定は、工事施行規程の一部を改正する規程によつてまず改正され、次いでこの訓令によつて改正されるものとする。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合